# 第 ２ 期
# 村田町子ども・子育て支援
# 事　業　計　画

令和２年３月

村田町

# はじめに

近年、若い世代及び子育て世帯は、子どもを産み育てていくことに対する経済的な負担を感じている傾向が強く、また、現状よりも更に安心して子育てができる環境を希望しています。結婚及び出産から小学校入学までの子育て世帯に対する切れ目ない経済的あるいは精神的支援こそが、若い世代が必要としているものであると考えられます。

安心して家庭をつくり子どもを産み育てたいという希望を実現するためには、「子どもは将来を担う大切な存在である」という普遍的認識に立ち、地域社会全体で子育てを支援していくという意識を向上させ、子育て環境整備及び具体性ある支援体制の確保に努めることが大事です。

これまで村田町は、平成２７年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画」のもと様々な支援事業を行ってまいりましたが、本町が持つ新たな課題や社会情勢の変化に対応し、地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する新しい支え合いの仕組みづくりが求められています。

このような中、今後の村田町の子育て支援策を総合的かつ計画的に推進していくため、第２期村田町子ども･子育て支援事業計画を策定いたしました。

本計画に基づき、安心して妊娠、出産及び子育てができる切れ目ない支援体制の充実を図るとともに、子育て世代の抱える負担軽減に総合的に取組んでいきたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に協議いただきました「村田町子ども・子育て会議」の委員の皆様、また、子ども・子育て支援に関する調査に際しまして貴重なご意見をいただきました多くの保護者の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和２年３月　村田町長　大沼　克巳

# 目　次

第１章　計画策定にあたって ..... 1
１．計画の趣旨 ..... 1
２．計画の位置付け ..... 2
３．計画の期間 ..... 3
４．策定体制 ..... 3
第２章　子ども・子育てを取り巻く状況 ..... 4
１．子ども・子育てに関わる概況 ..... 4
２．子ども・子育て支援に関する調査のポイント ..... 13
３．子ども・子育て環境の課題 ..... 18
第３章　計画の基本的な考え方 ..... 20
１．計画の基本的な方向 ..... 20
２．計画の体系 ..... 23
第４章　施策の展開 ..... 24
基本目標１：教育・保育・子育て支援サービスの充実 ..... 24
（１）乳幼児期の教育・保育の充実 ..... 24
（２）多様な子育て支援サービスの充実 ..... 26
（３）地域における子育て支援の推進 ..... 27
基本目標２：家族の健康と子どもの健やかな成長の支援 ..... 28
（１）妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 ..... 28
（２）食育の推進 ..... 30
（３）学童期・思春期から成人期に向けた保健事業の充実 ..... 31
基本目標３：次代を担う子どもの自立と健全育成の推進 ..... 32
（１）親になるための学習環境の整備 ..... 32
（２）子どもの活動の場や機会の確保 ..... 32
（３）生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進 ..... 34
（４）青少年の健全育成と地域活動の推進 ..... 35
（５）児童虐待防止対策の充実 ..... 36
基本目標４：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 ..... 38
（１）子育てと仕事の両立の推進 ..... 38
（２）子育て家庭への経済的支援の充実 ..... 39

基本目標５：安全・安心なまちづくり……42
（１）安全・安心な環境の整備……42
（２）子どもの安全の確保と有害環境対策……43
基本目標６：障がいのある子どもへのきめ細かな取り組み……44
（１）障がいのある子どもへの支援の充実……44
第５章　子ども・子育て支援事業計画における目標量及び確保策……46
１．教育・保育提供区域……46
２．幼児期の学校教育・保育施設……48
３．地域子ども・子育て支援事業……55
４．産休及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保……61
５．子どもに関する専門知識・技術を要する支援における宮城県との連携……61
６．仕事と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携……61
第６章　計画の推進体制……62
１．計画の周知……62
２．関係機関等との連携・協働……62
３．計画の実施状況の点検・評価……62
４．子ども・子育て会議の設置……63
資料編……64
１．計画の策定経過……65
２．子ども・子育て会議……66

# 第１章　計画策定にあたって

## １．計画の趣旨

本町では、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、子どもの最善の利益の実現と自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し平成 27 年４月から令和２年３月を第１期とした「村田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な事業に取り組んできました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化、核家族化、地域とのつながりの希薄化、保育施設の待機児童問題といった子育て家庭を取り巻く環境の変化や経済的な事情などから、子どもを産み育てることに不安を感じている若者は少なくありません。また、共働き家庭は増加、男性の長時間労働等により母親の育児への負担感は依然として大きいままとなっています。

このような状況の中、「児童虐待」や生活困窮世帯の増加による「子どもの貧困」という新たな社会問題が浮上しています。このことは、本町のみならず全国的な課題となっています。

国は、これらの次世代を担う子どもの育ちに関する課題に対応するため、平成 27 年４月から「子ども・子育て支援新制度」を施行しました。また、平成 29 年に女性就業率 80％に対応できる保育の受け皿を確保するため「子育て安心プラン」を公表し、令和元年 10 月から消費税 10％への引き上げによる増収分を財源とした幼児教育・保育の無償化に取り組みました。

このような社会情勢を背景として、本町では、多様化する町民の生活実態を考慮し、切れ目のない子育て支援を実現化するため絶えず課題と向き合っていく必要があります。

そのため、生まれる前から適切な支援が確実に届く仕組みを作り、子どもも大人も幸せに暮らせるまちを目指し、新たに令和２年４月から５年間の「第２期村田町子ども・子育て支援事業計画」を定めるものです。

# ２．計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

また、次世代育成支援対策推進法第８条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置付けるとともに、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」の内容も含む計画とします。

上位計画である「第４次村田町長期総合計画」やそのほかの諸計画など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画とします。

**【子ども・子育て支援法（抜粋）】**

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

**【諸計画との関係】**

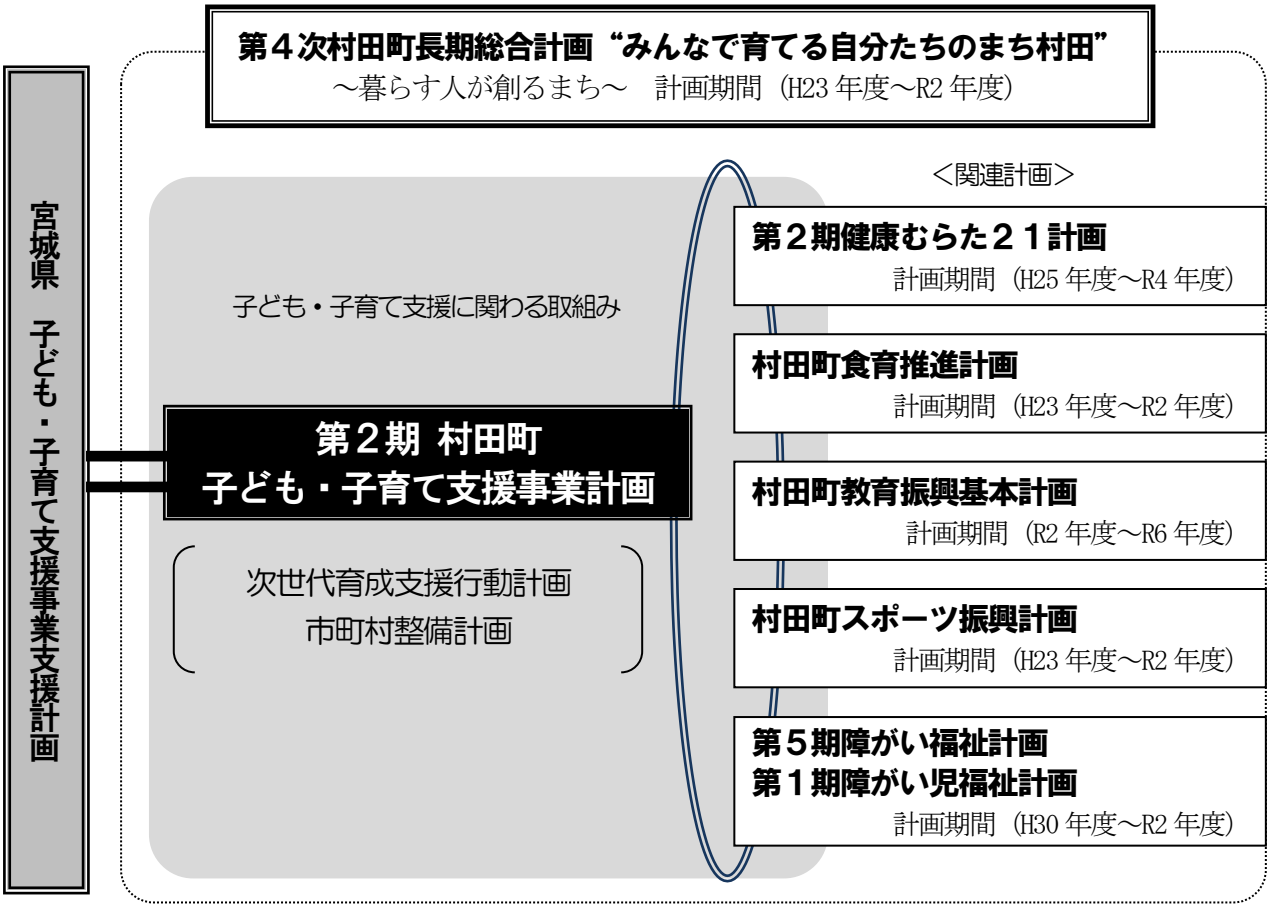

## ３．計画の期間

「村田町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は、令和２年度を初年度として、令和６年度までの５年間を計画期間とします。また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。

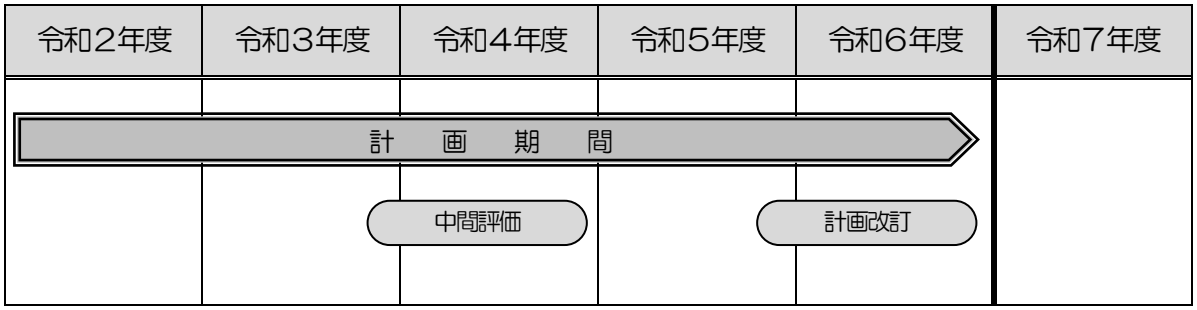


## ４．策定体制

本計画の策定にあたっては、「村田町子ども・子育て会議」を設置し、検討を行ったほか、村田町子ども・子育て支援に関する調査により、子育て家庭の意見収集を実施し、計画策定のための参考としました。

■計画の策定体制

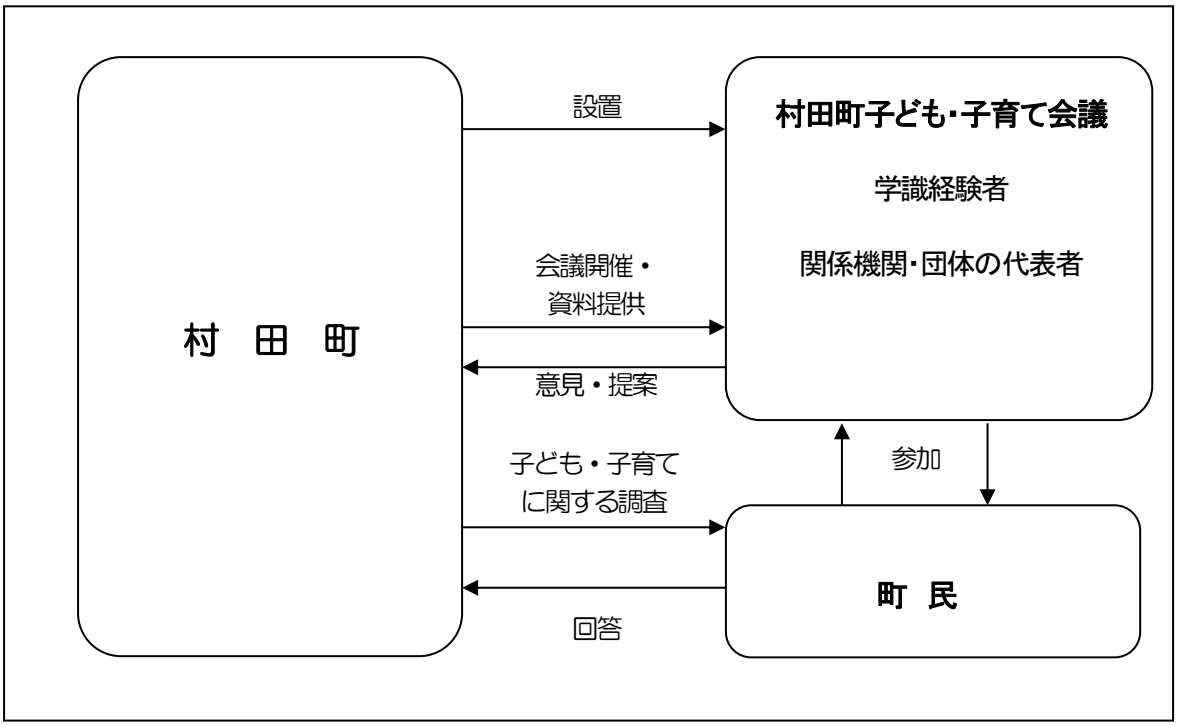

# 第２章　子ども・子育てを取り巻く状況

## １．子ども・子育てに関わる概況

（1）社会動態

■村田町の人口の推移

平成 26 年からの推移をみると、ゆるやかな減少傾向にあり、平成 31 年には 11,027 人となっています。

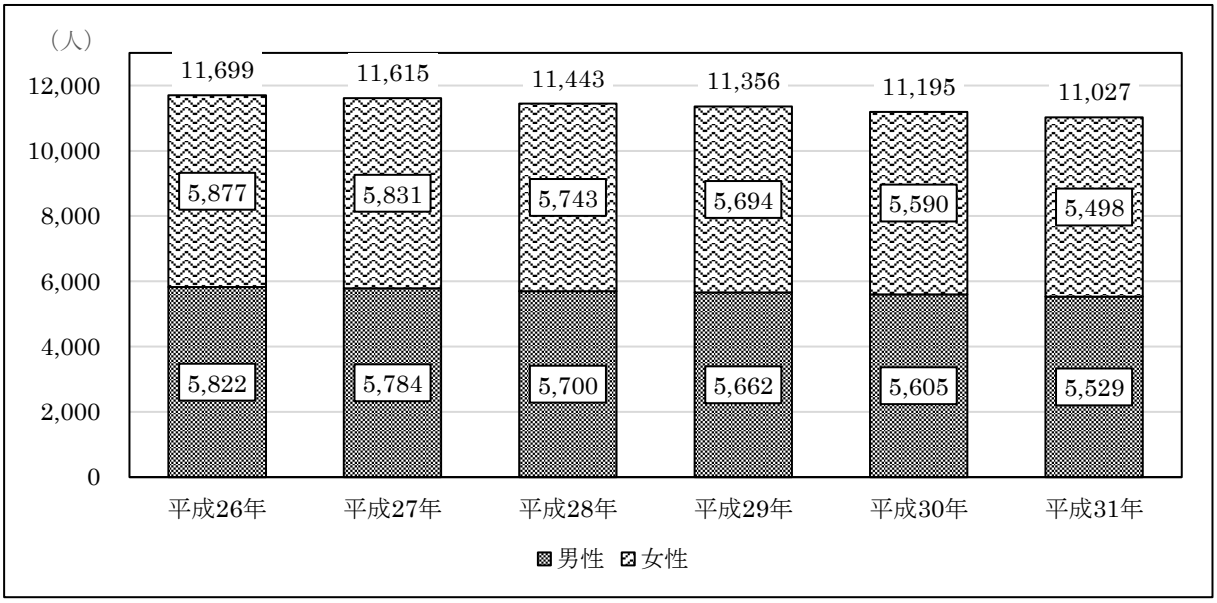


資料：村田町町民生活課「行政区別住民区分別集計表」(各年３月 31 日)

■世帯数

世帯数は増加を続けており、平成 31 年には 4,048 世帯となっています。また、１世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成 31 年では2.72 人と核家族化の進行がうかがえます。

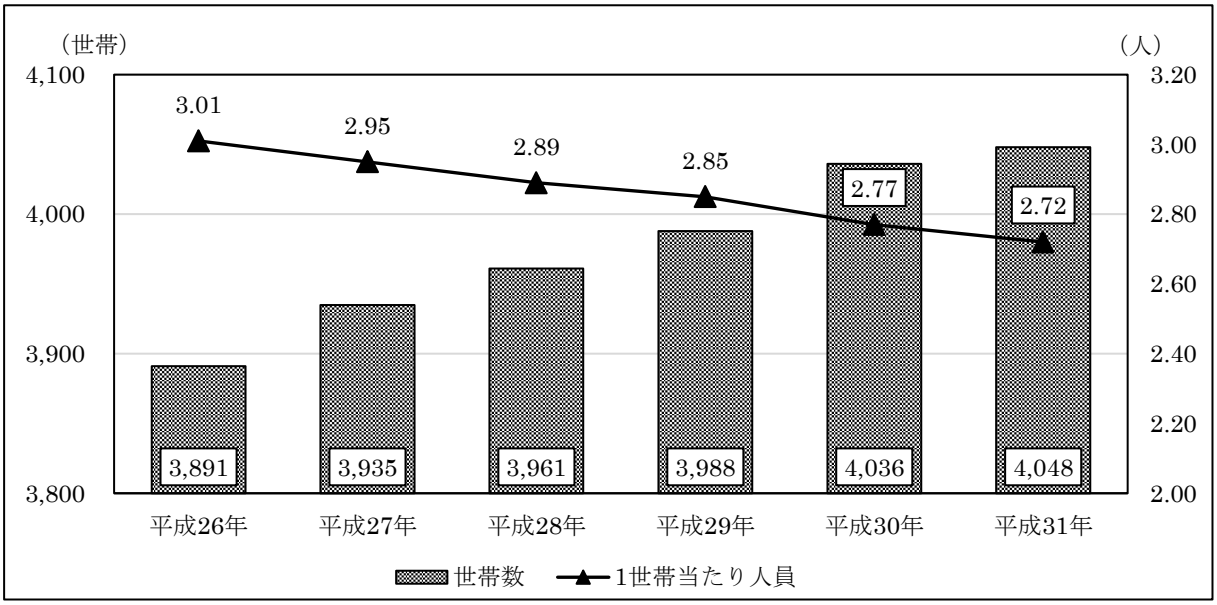


資料：村田町町民生活課「行政区別住民区分別集計表」(各年３月 31 日)

■将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によると、町の人口は減少を続け、令和６年には10,356 人になると推測されています。年少人口、生産年齢人口は減少していますが、高齢者人口は増加するものと推計されています。

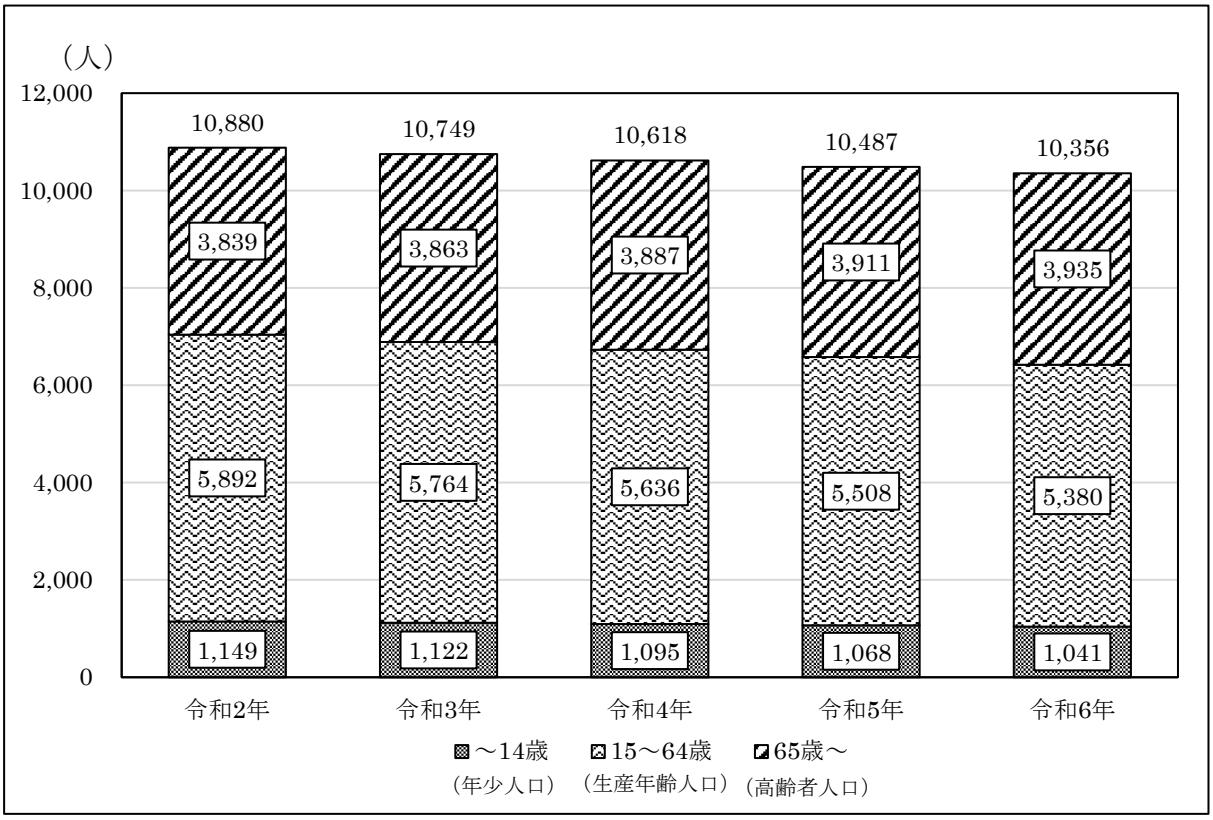


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年３月推計）」

■婚姻・離婚の推移

婚姻数は平成 26 年から平成 29 年まで減少していますが、平成 30 年は増加しています。離婚数は平成 26 年は減少していますが、おおむね 20 件前後で推移しています。

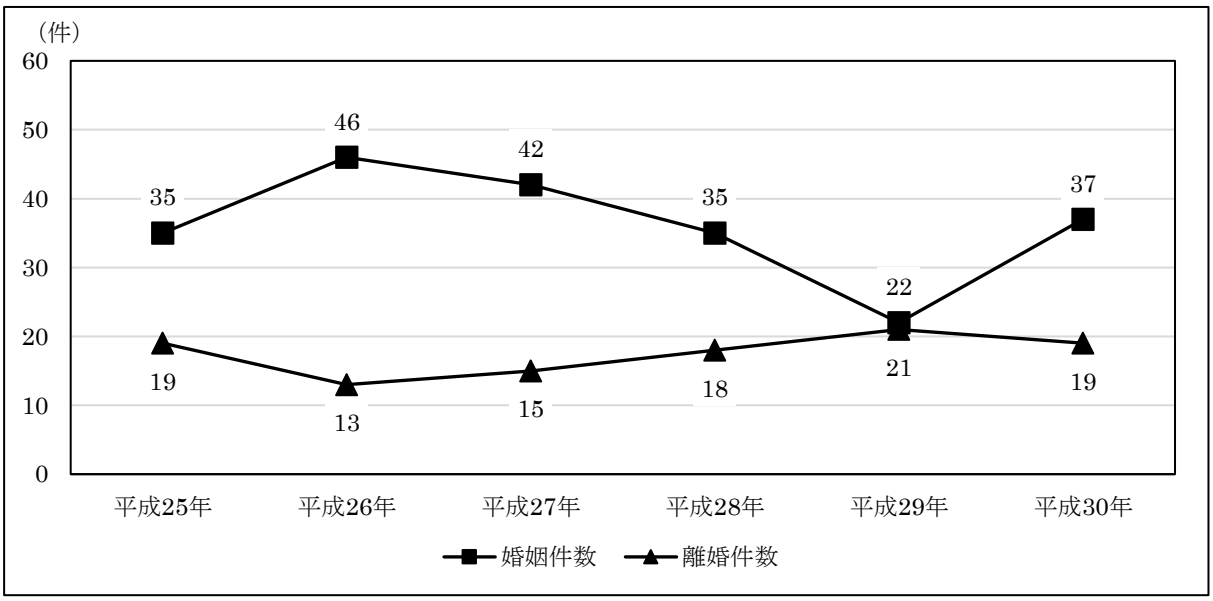


資料：宮城県「人口動態総覧」

■女性の労働力人口の推移

女性の労働力人口の推移をみると、15 歳以上人口、労働力人口ともに減少しています。労働力率は、平成 22 年度までわずかに減少の傾向にあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。また、平成 27 年は微増しています。

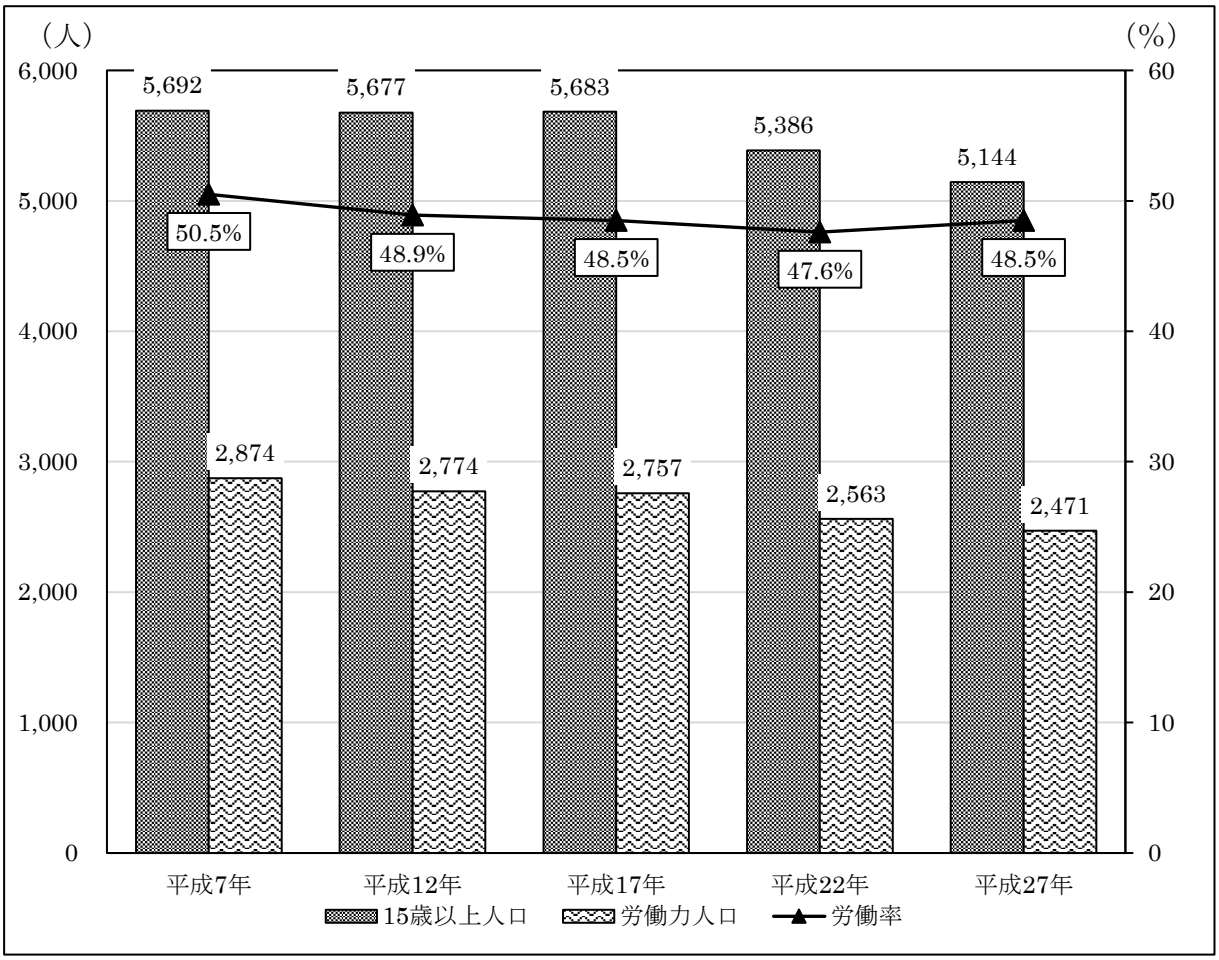


資料：国勢調査

■女性の労働力率

女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口の割合）を年代別にみると、平成 27 年の 30～34 歳の労働力が低いものの、35 歳～49 歳の労働力は８割に達しています。また、35 歳以上の労働力率については、すべての年齢において平成 22 年度を上回っています。

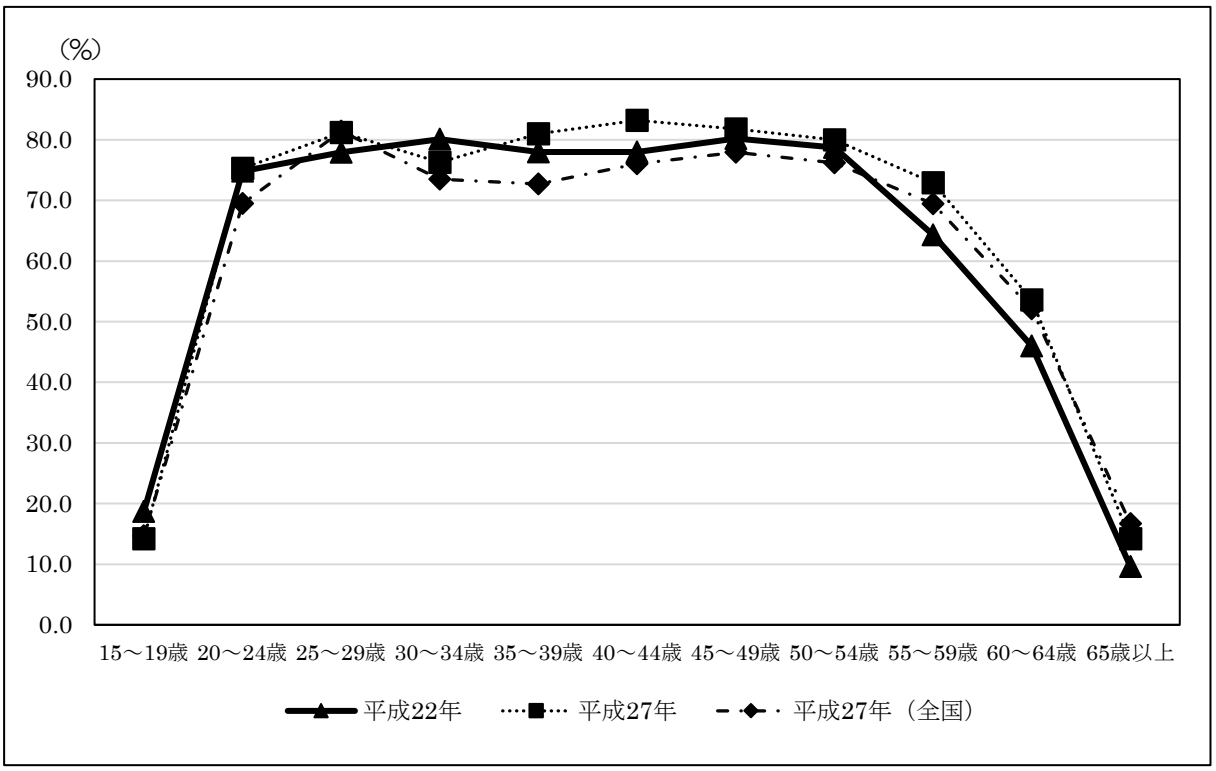


（%）

| | 15～19 歳 | 20～24 歳 | 25～29 歳 | 30～34 歳 | 35～39 歳 | 40～44 歳 | 45～49 歳 | 50～54 歳 | 55～59 歳 | 60～64 歳 | 65 歳以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成 22 年 | 18.7 | 74.8 | 77.9 | 80.1 | 78.0 | 78.0 | 80.2 | 78.7 | 64.3 | 46.0 | 9.6 |
| 平成 27 年 | 14.2 | 75.3 | 81.2 | 76.3 | 81.0 | 83.2 | 81.8 | 79.9 | 72.9 | 53.6 | 14.2 |
| 平成 27 年（全国） | 14.7 | 69.5 | 81.4 | 73.5 | 72.7 | 76.0 | 77.9 | 76.2 | 69.4 | 52.1 | 16.7 |

資料：国勢調査

（2）乳幼児の状況

■６歳未満の子どものいる一般世帯比率

６歳未満の子どものいる一般世帯比率は減少傾向にあり、平成７年の 15.8%から平成 27 年には 8.9%に減少しています。

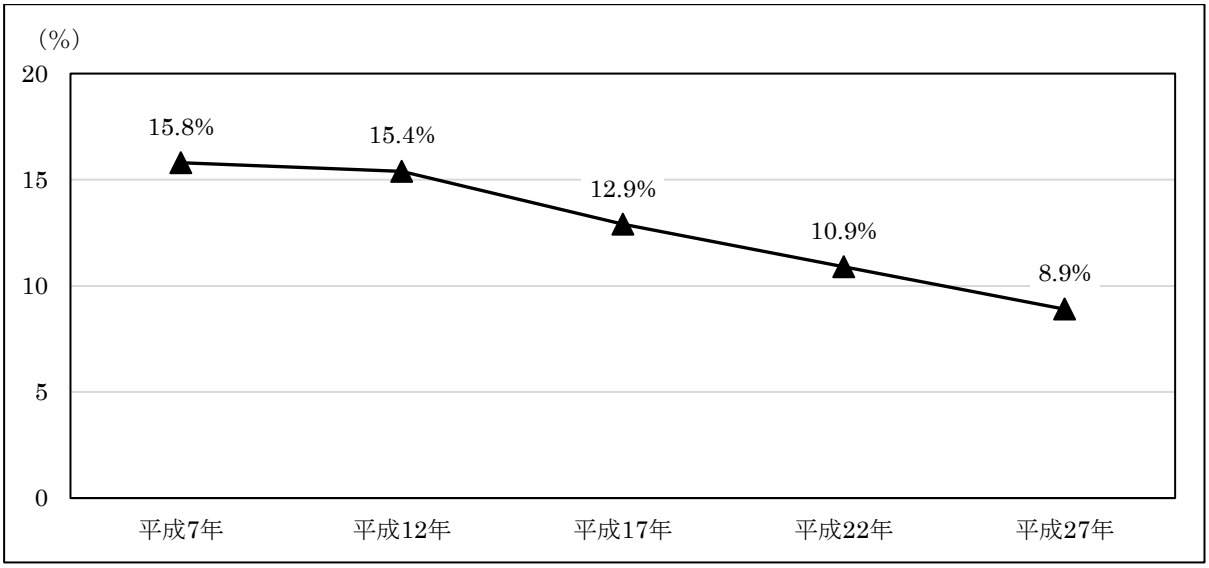


資料：国勢調査

■出生数

出生数は平成 26 年に一時減少し、その後増加傾向にありましたが、平成 29 年から再び減少し、出生率※1は平成 30 年に 4.60（概数）となっています。

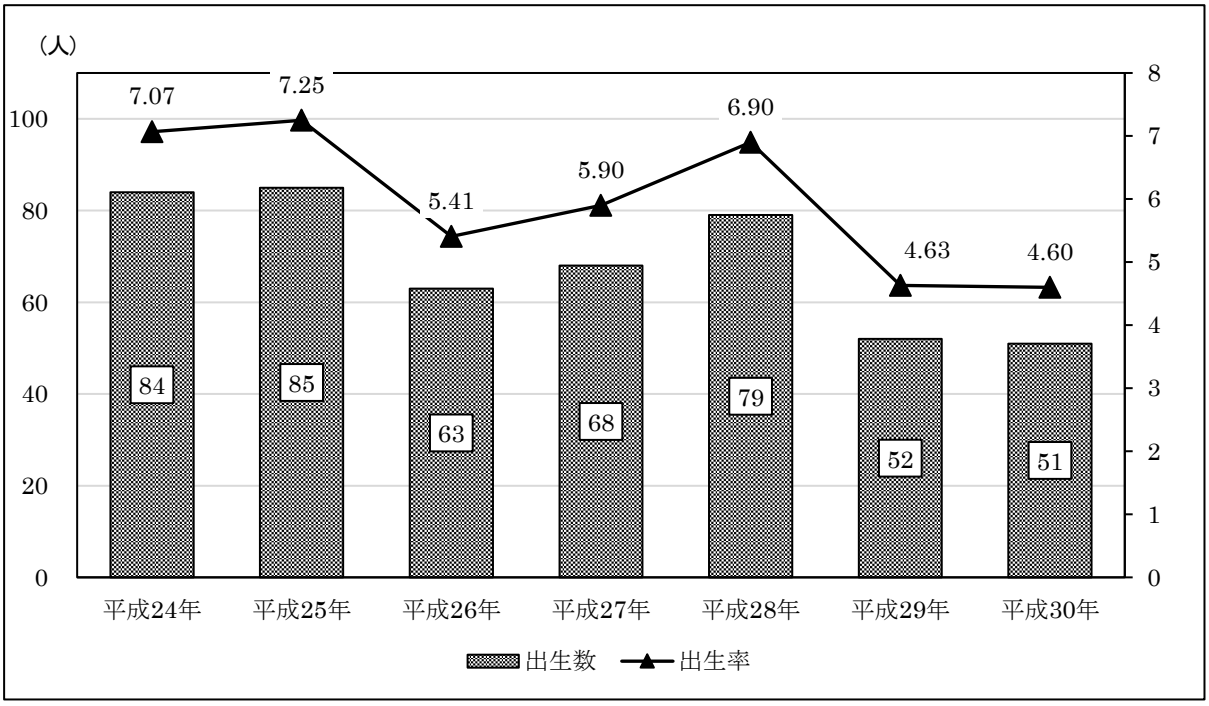


資料：宮城県医療政策課「衛生統計年報（人口動態統計編）」※平成 30 年は概数

※1 出生率　人口 1,000 人当たりの年間の出生児数の割合をいう。

■各種健康診査の実施状況（受診者数）

| 年度 | 妊婦一般健康診査（実/延人） | | 乳児一般健康診査 | | 乳児健康診査4か月児（人） | 1歳6か月児健康診査（人） | 2歳6か月児歯科健診（人） | 3歳6か月児健康診査（人） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 実人数 | 延人数 | 2か月児（人） | 8～9か月児(人) | | | | |
| 平成26年 | － | 824 | 57 | 61 | 64 | 80 | 78 | 84 |
| 平成27年 | － | 866 | 68 | 67 | 73 | 67 | 79 | 81 |
| 平成28年 | － | 743 | 74 | 69 | 76 | 76 | 66 | 87 |
| 平成29年 | － | 546 | 48 | 53 | 53 | 70 | 81 | 69 |
| 平成30年 | － | 452 | 46 | 42 | 51 | 56 | 71 | 77 |

資料：村田町健康福祉課

■認可保育施設の利用者数

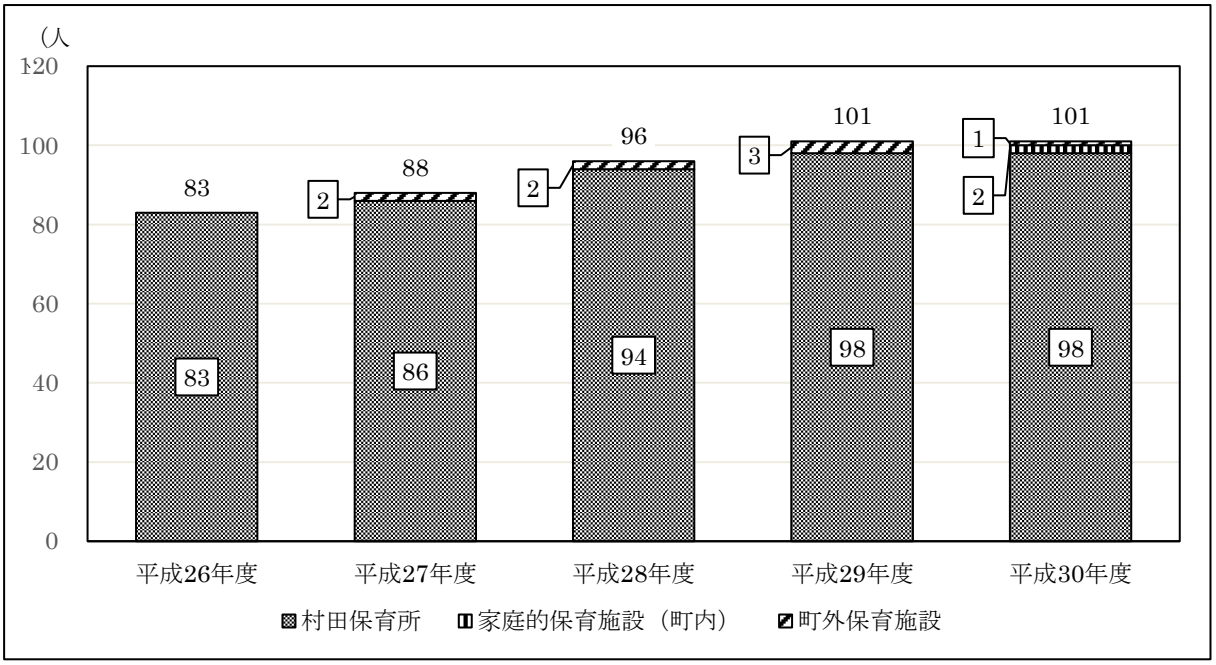


資料：村田町子育て支援課（各年４月１日）

■認可保育施設待機児童数

（人）

| 年度 | 待機児童数 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 計 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| 平成26年 | 5 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成27年 | 4 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成28年 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成29年 | 6 | 0 | 0 | 4 | 0 | 2 | 0 |
| 平成30年 | 6 | 0 | 4 | 0 | 2 | 0 | 0 |

資料：宮城県統計情報待機児童数（各年４月１日）

■幼稚園の利用者数と定員に対する充足率

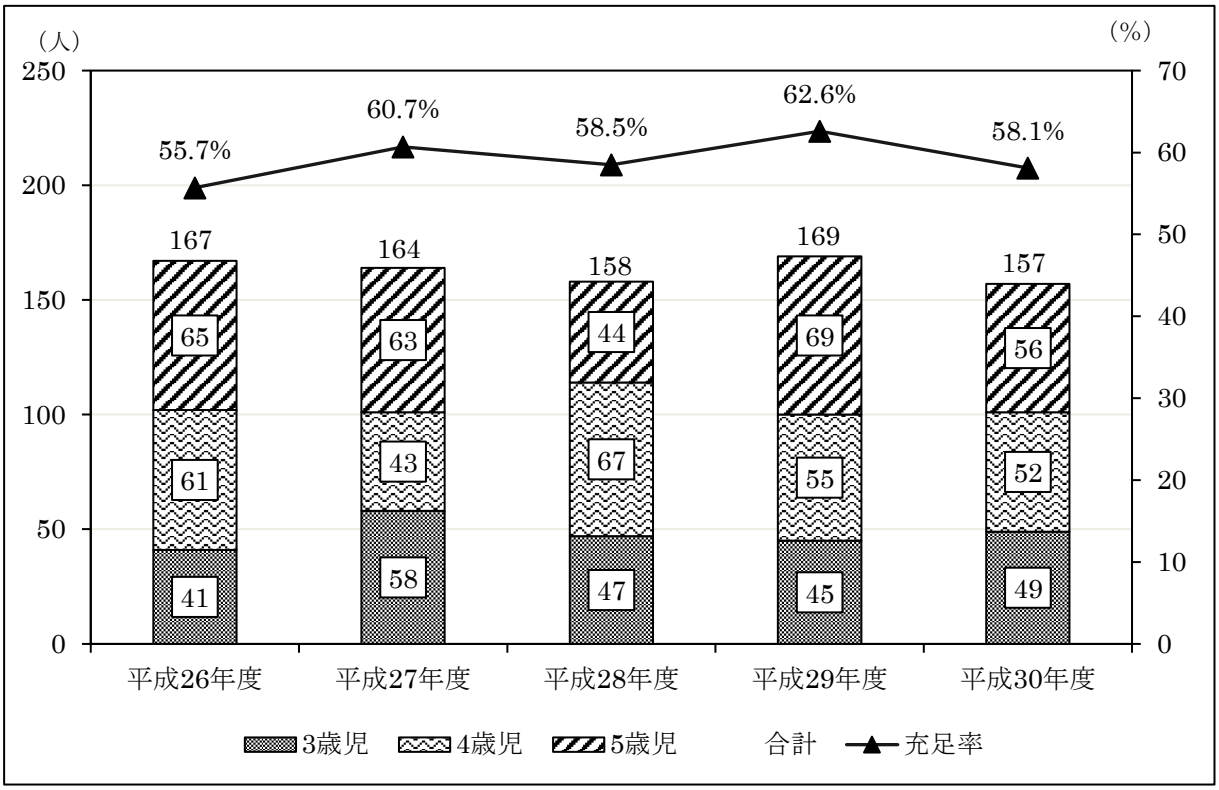


資料：宮城県「学校基本調査」

（3）小学校・中学校

■小学校の概況

| 年度 | 小学校数 | 児童数 | | | | | | （人） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 計 | 1学年 | 2学年 | 3学年 | 4学年 | 5学年 | 6学年 |
| 平成26年 | 2 | 526 | 107 | 81 | 74 | 76 | 102 | 86 |
| 平成27年 | 2 | 527 | 85 | 108 | 81 | 75 | 76 | 102 |
| 平成28年 | 2 | 507 | 80 | 85 | 110 | 81 | 76 | 75 |
| 平成29年 | 2 | 499 | 67 | 78 | 86 | 112 | 79 | 77 |
| 平成30年 | 2 | 513 | 90 | 70 | 78 | 85 | 110 | 80 |

資料：宮城県「学校基本調査」

■学童保育

＜全体＞

| 年度 | 利用者数 | | | | | （人） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 延利用人数 | 計 | 1学年 | 2学年 | 3学年 | 4学年 |
| 平成26年 | 11,356 | 76 | 27 | 23 | 18 | 8 |
| 平成27年 | 10,032 | 83 | 18 | 31 | 19 | 15 |
| 平成28年 | 10,372 | 73 | 15 | 18 | 23 | 17 |
| 平成29年 | 10,915 | 76 | 23 | 17 | 21 | 15 |
| 平成30年 | 11,684 | 71 | 19 | 23 | 16 | 13 |

＜村田児童学級＞

| 年度 | 村田児童学級利用者数 | | | | | （人） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 延利用人数 | 計 | 1学年 | 2学年 | 3学年 | 4学年 |
| 平成26年 | 6,613 | 51 | 18 | 18 | 10 | 5 |
| 平成27年 | 6,149 | 55 | 15 | 21 | 13 | 6 |
| 平成28年 | 6,516 | 46 | 8 | 13 | 14 | 11 |
| 平成29年 | 6,698 | 53 | 17 | 8 | 15 | 12 |
| 平成30年 | 8,116 | 47 | 15 | 17 | 8 | 7 |

＜沼辺児童学級＞

| 年度 | 沼辺児童学級利用者数 | | | | | （人） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 延利用人数 | 計 | 1学年 | 2学年 | 3学年 | 4学年 |
| 平成26年 | 4,743 | 25 | 9 | 5 | 8 | 3 |
| 平成27年 | 3,883 | 28 | 4 | 9 | 6 | 9 |
| 平成28年 | 3,856 | 27 | 8 | 5 | 8 | 6 |
| 平成29年 | 4,217 | 23 | 6 | 8 | 6 | 3 |
| 平成30年 | 3,568 | 24 | 4 | 6 | 8 | 6 |

資料：村田町子育て支援課（児童学級利用者数：各年４月１日）

■中学校の概況

| 年度 | 中学校数 | 生徒数 （人） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 計 | 1学年 | 2学年 | 3学年 |
| 平成26年 | 2 | 311 | 84 | 110 | 117 |
| 平成27年 | 2 | 281 | 86 | 85 | 110 |
| 平成28年 | 2 | 270 | 98 | 86 | 86 |
| 平成29年 | 2 | 257 | 75 | 96 | 86 |
| 平成30年 | 2 | 247 | 78 | 74 | 95 |

資料：宮城県「学校基本調査」

（4）小児医療・その他

■小児科設置医療機関数

| 所管 | 医療機関数 | |
|---|---|---|
| | 大病院 | 診療所 |
| 仙南保健所 | 4 | 17 |
| 塩釜保健所 | 7 | 68 |
| 仙台市青葉保健所 | 7 | 45 |
| 仙台市宮城野保健所 | 6 | 27 |
| 仙台市若林保健所 | 0 | 17 |
| 仙台市太白保健所 | 4 | 37 |
| 仙台市泉保健所 | 0 | 33 |
| 計 | 28 | 244 |

資料：平成３１年４月１日現在　　宮城県医療政策課のＨＰ

■障がい者の状況

（人）

| 年度 | 身体障害者手帳 | | | | 療育手帳 | | | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （18歳以上含む） | | （18歳未満） | | （18歳以上含む） | | （18歳未満） | | （18歳未満） | |
| | 所持数 | 交付数 | 所持数 | 交付数 | 所持数 | 交付数 | 所持数 | 交付数 | 所持数 | 交付数 |
| 平成26年 | 557 | 34 | 10 | 3 | 117 | 2 | 19 | 1 | 29 | 4 |
| 平成27年 | 531 | 19 | 11 | 1 | 123 | 7 | 23 | 4 | 34 | 5 |
| 平成28年 | 516 | 20 | 8 | 0 | 127 | 6 | 19 | 5 | 27 | 5 |
| 平成29年 | 500 | 28 | 8 | 0 | 127 | 7 | 18 | 4 | 26 | 4 |
| 平成30年 | 476 | 36 | 8 | 0 | 131 | 3 | 17 | 2 | 25 | 2 |

資料：村田町健康福祉課（手帳交付台帳及び行政報告書）

# ２．子ども・子育て支援に関する調査のポイント

本計画を策定するにあたり、「量の見込み」の算出や子育て支援に関する実態や意見・要望等を把握するために、「村田町子ども・子育て支援に関する調査」を実施しました。

（1）調査の概要

| | | |
|---|---|---|
| 調査対象 | 村田町在住の就学前児童及び小学6年生までの保護者 | |
| 調査時期 | 平成３１年3月　～　平成３１年4月 | |
| 調査方法 | 行政区長を通じ該当世帯へ配付（配達）<br>保育所、幼稚園、小学校を通じた回収及び郵送による回収 | |
| 回収結果 | 【就学前児童】<br>配布数：289 票<br>有効回収数：135 票<br>有効回収率：46.7% | 【小学生児童】<br>配布数：270 票<br>有効回収数：127 票<br>有効回収率：47.0% |

（2）就学前児童調査結果（抜粋）

■子育て（教育を含む）の相談先

子育てを気軽に相談できる人・場所は、「いる／ある」が 85.2%と多数を占めており、具体的な相談先は、「祖父母等の親族」（87.0%）と「友人や知人」（73.9%）の２つが上位を占めています。

■母親の就労状況と未就労の方の就労意向

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労」（39.3%）が最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」（31.1%）となっています。「パート・アルバイト等」（18.5%）とした方も約２割を占めています。

未就労の母親の就労希望は、「１年より先、一番下の子どもが何歳になったころに就労したい」（43.2%）と最も多くなっています。「子育てや家事などに専念したい」は 11.4%にとどまっています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用している理由

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」方が 57.0%となっています。

平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子どもの教育や発達のため」との回答が 70.1％と最も多くを占め、次いで「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」との回答が 54.5％で続いています。

■子育て支援センター等の利用状況と今後の利用意向

子育て支援センター等の利用状況は、「利用していない」とした方が 72.6％を占めています。

今後の利用意向は、「新たに利用したい、利用日数を増やしたいとは思わない」（55.6％）との回答が５割以上で最も多くなっています。「利用していないが、今後利用したい」との回答は 25.9％となっています。

■子育て支援事業の認知度・利用経験・今後の利用意向

子育て支援事業の認知度は９事業中６事業が半数を超えていますが、利用経験のある方が半数を超えているのは２事業のみとなっており、利用率は高くありません。また、今後の利用意向は５事業が半数を下回っており、利用意向も高いとはいえません。

■土曜・休日等の定期的な教育・保育事業の利用希望

“土曜日”では、「月に１～２回は利用したい」とした方が 25.9％と約４人に１人の割合となっています。

“日曜・祝日”では、「月に１～２回は利用したい」（15.6％）とした方は１割台となっています。

■幼稚園利用者の長期休暇中の教育・保育事業の利用希望

「休みの期間中、週に数日利用したい」（43.8％）と「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」（10.4％）を合わせた『休みの期間中も利用したい』とした方は 54.2％と半数以上を占めています。

■病児・病後児のための保育施設等の利用意向

お子さんの病気やケガで普段の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法で、「母親が休んだ」か「父親が休んだ」と回答した方の病児・

病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「利用したいとは思わない」とした方が 65.1%と 6 割以上となっています。

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とした方は 34.9%となっています。

■不定期の教育・保育事業の利用意向と利用目的

不定期の教育・保育事業の利用意向をみると、「利用したい」との回答は 38.5%となっています。

利用目的は、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」（73.1%）となっており、次いで「私用や親のリフレッシュ目的」（71.2%）の上位２つが７割以上を占めています。

■３歳以上児童の小学校就学後の放課後の過ごし方について

３歳以上児童の小学校就学後の放課後の過ごし方の希望をみると、小学校“低学年”と“高学年”共に「自宅」が最も多く、次いで「習い事」となっています。

■父親の育児休業の取得状況

父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」とした方が 84.1%と多数を占めています。

■父親が育児休業を取得していない理由

父親が育児休業を取得していない理由は、「配偶者が育児休業制度を利用した」と「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 35.1%で最も多く、次いで「仕事が忙しかった」（27.0%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（26.1%）と続いています。

（3）小学生児童調査結果（抜粋）

■子育て（教育を含む）の相談先

子育てを気軽に相談できる人・場所は、「いる／ある」が 86.6%と多数を占めており、具体的な相談先は、「祖父母等の親族」（84.5%）と「友人や知人」（75.5%）との２つが上位を占めています。

■母親の就労状況と未就労の方の就労意向

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労」（57.5%）が最も多くなっています。また、「パート・アルバイト等」（29.9%）とした方も約３割を占めています。

未就労の母親の就労希望は、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」が 36.4%で最も多くなっています。「1 年より先、一番下の子どもが何歳になったころに就労したい」は 18.2%と約２割となっています。「1 年より先、一番下の子どもが何歳になったころに就労したい」と「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」とした方を合わせた就労の意向を持つ方は 54.6%と５割を超えています。

就労希望で「１年より先、一番下の子どもが何歳になった頃に就労したい」とした方の就労を希望する子どもの年齢をみると、「9 歳」と「12 歳以上」とした方が 9.1%となっています。

■病児・病後児のための保育施設等の利用意向

お子さんの病気やケガで学校を休んだ場合の対処方法で、「母親が休んだ」か「父親が休んだ」を回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「利用したいとは思わない」とした方が 75.6%と７割以上となっています。

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とした方は 21.1%となっています。

■放課後の過ごし方について

低学年でのお子さんの放課後の過ごし方の希望をみると、「自宅」（60.7%）が６割以上で最も多く、次いで「習い事」（37.5%）と「放課後学習教室」と「留守家庭児童学級（放課後児童クラブ）」が 25.0%で続いています。

高学年でのお子さんの放課後の過ごし方の希望をみると、「自宅」（60.7％）が６割以上で最も多く、次いで「習い事」（48.2％）が半数近くで続いています。

■土曜・休日等の放課後児童クラブの利用希望について

“土曜日”では、「高学年（４～６年生）になっても利用したい」との回答が 46.1％で最も多くなっています。

“日曜・祝日”では、「低学年（１～３年生）の間は利用したい」と「高学年（４～６年生）になっても利用したい」を合わせた『利用したい』とした方は 26.7％となっています。

■長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について

長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望をみると、「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が 80.0％となっており、「利用する必要はない」は 13.3％にとどまっています。

■ファミリー・サポート・センターの利用希望について

ファミリー・サポート・センターの利用希望をみると、「利用する予定はない」との回答が 81.9％と多く、「利用したい」とした方は 15.7％となっています。

# ３．子ども・子育て環境の課題

（1）少子高齢化と核家族化の進行

総人口の推移などから少子高齢化と核家族化が、今後さらに進行していくことが予想されます。子どもの減少に歯止めをかけるためには、本計画の施策全体において、より一層の充実が求められるとともに、少子高齢化・核家族化の時代における子育て支援のあり方を考えていかなければなりません。

（2）働く母親への支援の充実

昨今の厳しい景気状況などから、就労している、または就労意欲のある母親が増加しており、母親が安心して働ける体制の整備が求められています。

子育て支援サービスの整備・充実はもちろんですが、企業や学校、地域など社会全体に向けて、働く母親への理解を深めてもらうことも重要です。

（3）多様なニーズへの対応

少子高齢化・核家族化の進行や就労意欲のある母親の増加、就労形態の多様化などにより、多様なニーズが顕在化しつつあります。３歳未満児の保育はもとより、延長保育、一時預かりの利用意向も少なくありません。また、休日保育や病児・病後児保育などを求める声もあります。

さらに、子どもへの教育など、就労以外の理由による利用ニーズも少なくないことから、教育・保育事業を総合的に考えて、多様なニーズへの対応を進めていく必要があります。

（4）子育て支援サービスの利用促進・子育て支援環境の充実

本町において実施されている様々な子育て支援サービスの認知度は向上しつつありますが、利用率、今後の利用意向とともにあまり高くないことから、周知方法を検討し、利用を促進していく必要があります。

また、施設や事業内容、実施体制など子育て支援環境の充実を図り、利用者の満足度を向上させることで将来的な利用者増加につなげる取り組みを推進していくことも重要です。

（5）相談体制の充実

子育てに関することの相談先は身近な人が大きな割合を占めていますが、それ以外の選択肢はあまりない状態となっています。核家族化の進行などにより相談できる相手が身近にいない場合や専門的な内容について聞きたい場合など様々な状況に対応できる総合的な相談窓口などを含めて、子育て家庭が社会から孤立しないよう、また、安心して子育てができるよう相談体制の充実を図ることが重要です。

（6）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

就労意向のある母親の増加や父親の育児参加の促進などを考慮すると、社会全体でのワーク・ライフ・バランスの推進は欠かせないものとなります。

母親と父親が共に子育てに参加でき、経済的にも自立し安心して生活できる社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスの考え方を社会全体で醸成していく取り組みが必要です。

（7）教育施設及び保育施設の老朽化の対応

本町の幼稚園、小学校、中学校の教育施設や保育所等の児童福祉施設は、建築後相当年数を経過しており、設備も含めて老朽化が進み、施設の改修又は新設の必要性が生じてきています。

子どもの数が減少しているという状況を勘案しながら、今後の施設の在り方、統廃合、民間事業者の活用を含めた総合的な施設整備について検討が必要です。

# 第３章　計画の基本的な考え方

## １．計画の基本的な方向

（1）基本理念

「子ども・子育て支援法」において、次のように基本理念が示されています。

**＜子ども・子育て支援法（抜粋）＞**

（基本理念）

第２条　子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

２　子ども・子育て支援給付その他子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

３　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

「次世代育成支援対策推進法」において、次のように基本理念が示されています。

**＜次世代育成支援対策推進法（抜粋）＞**

（基本理念）

第３条　次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

平成２８年に「児童福祉法」が改正され、児童が権利の主体であることなどが理念として明確化され次のように示されています。

**＜児童福祉法（抜粋）＞**

第１条　全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されるこ

と、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第２条　全ての国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

２　児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

３　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本理念、次世代育成支援対策推進法に基づく基本理念及び児童福祉法の理念を踏まえながら、子どもの最善の利益の実現と自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を切れ目なく支える社会の構築を目指し、以下の基本理念を掲げるものとします。

**すべての子どもの幸せの実現に向けて、**
**地域のすべての人ができることを行い、**
**子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく**
**まちづくりを推進していきます**

（2）基本目標

「子ども・子育て支援新制度」においては、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」

「地域の子ども・子育て支援の充実」

を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活との調和の推進、妊娠期、産休・育休明けからの切れ目のない支援、児童虐待の問題や、ひとり親家庭、障がいのある子どもへの支援などについても重視されています。

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が令和７年３月31日まで10年間延長されました。

そこで、「子ども・子育て支援新制度」において取り組むべき内容を踏まえるとともに、これまで次世代育成支援行動計画として取り組んできた子どもや子育て家庭に対する取り組みを継承するものとして本計画を推進していきます。

そのため、計画の柱（基本目標）については、「子ども・子育て支援新制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画とそれ以外の子ども・子育て支援に関わる取り組みを含めて、引き続き以下のように設定します。

**基本目標１：教育・保育・子育て支援サービスの充実**

**基本目標２：家族の健康と子どもの健やかな成長の支援**

**基本目標３：次代を担う子どもの自立と健全育成の推進**

**基本目標４：仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現**

**基本目標５：安全・安心なまちづくり**

**基本目標６：障がいのある子どもへのきめ細かな取り組み**

# 2．計画の体系

【基本理念】

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していきます

| 【基本目標】 | 【施策の基本的方向】 |
|---|---|
| **基本目標１**<br>**教育・保育・子育て支援サービスの充実** | (1)乳幼児期の教育・保育の充実<br>(2)多様な子育て支援サービスの充実<br>(3)地域における子育て支援の推進 |
| **基本目標２**<br>**家族の健康と子どもの健やかな成長の支援** | (1)妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実<br>(2)食育の推進<br>(3)学童期・思春期から成人期に向けた保健事業の充実 |
| **基本目標３**<br>**次代を担う子どもの自立と健全育成の推進** | (1)親になるための学習環境の整備<br>(2)子どもの活動の場や機会の確保<br>(3)生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進<br>(4)青少年の健全育成と地域活動の推進<br>(5)児童虐待防止対策の充実 |
| **基本目標４**<br>**仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現** | (1)子育てと仕事の両立の推進<br>(2)子育て家庭への経済的支援の充実 |
| **基本目標５**<br>**安全・安心なまちづくり** | (1)安全・安心な環境の整備<br>(2)子どもの安全の確保と有害環境対策 |
| **基本目標６**<br>**障がいのある子どもへのきめ細かな取り組み** | (1)障がいのある子どもへの支援の充実 |

# 第４章　施策の展開

## 基本目標１：教育・保育・子育て支援サービスの充実

子育て家庭の不安や負担が多様化していることから、子育て支援ニーズも多様化しており、子どもや家庭に置かれた状況に応じたきめ細やかな支援が求められています。子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足、地域の実情に応じた提供対策などと併せて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、町民の子ども・子育て支援の利用状況並びに利用希望を把握し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施していきます。

また、幼児教育・保育と小学教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組みを進めていくため、幼稚園教諭・保育士等の資質・能力の向上を図る研修の充実に加え、小学校教諭が一日保育士体験をするなど小１プロブレムが起こりにくくなる試みを継続していくとともに、施設・事業の運営の状況に関する評価の実施、運営改善の取り組みの促進に必要な支援を実施していきます。

質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のためには、関係各機関の連携が重要になることから、新制度に係る事務の一元的実施体制の整備、関係部局間や事業者との連携を進めていきます。

### （１）乳幼児期の教育・保育の充実

村田町子ども・子育て支援に関する調査の結果、父母の就労状況について、父親はフルタイムの大半を占め、就学前児童の母親はフルタイムが 39.3%、パート・アルバイトが 18.5%で、合わせると 57.8%となっています。また、現在就労していない母親で今後就労したいとの回答は 59.1%となっています。

このような現状をふまえ、保護者の多様な働き方に対応し、すべての子どもが教育・保育を受けることができるよう、保育施設等の量の拡大と質の向上に努めていきます。

※事業名の前に◎印があるものは、子ども・子育て支援法に定められている「教育・保育施設及び地域型保育事業」又は「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業です。次章に今後５年間の量の見込と確保の方策を記載しています。

| | 事業名 | 方策（事業）の内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | ◎通常保育事業 | 保護者の就労等の理由により保育を必要とする子どもについて、保護者からの入所申請に基づき保育を行います。 | 保育所 |
| 2 | ◎延長保育事業 | 11 時間を超える保育について、保護者の就労形態の多様化に対応するため、地域の実情に応じた保育事業のあり方を検討します。 | 保育所 |
| 3 | ◎病児・病後児保育事業 | 病気、けが及びその回復期にある児童を専用の保育室で一時的に保育する事業です。町単独での事業実施は困難であることから、今後のあり方を検討します。 | 子育て支援課 |
| 4 | 乳児保育事業 | 乳児保育について、保護者のニーズに対応した保育事業のあり方を検討します。 | 保育所 |
| 5 | 休日保育事業 | 休日、祝日等の保育について、保護者の就労形態の多様化に応じた保育事業のあり方を検討します。 | 保育所 |
| 6 | 保育所整備事業 | 公立保育所の役割、施設の老朽化、待機児童解消等から今後の保育施設のあり方について、民間事業者の活用等を含め検討します。 | 子育て支援課 |
| 7 | 幼稚園・保育所・小学校連携事業 | 小学校教育への円滑な接続を目指し、幼稚園、保育所、小学校の連携による交流活動の充実、連続性を踏まえた望ましい連携の在り方の追求を図ります。 | 教育総務課<br>保育所 |

（２）多様な子育て支援サービスの充実

本町における児童人口（18 歳未満）は、年々減少傾向にあり、核家族化は加速しています。子育て世代の育児への不安感を和らげ、子育て期において必要な支援が受けることができるよう、子育て支援サービスの充実に努めます。

| | 事業名 | 方策（事業）の内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | ◎利用者支援事業（子育て世代包括支援センター） | 子育て支援に関する情報を集約し、子どもや保護者が適切にサービスを利用することができるよう必要な情報の提供、相談や助言を行う事業の実施を検討します。<br>また、妊娠期から子育て期の家庭の育児相談や助言、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う事業の実施を検討します。 | 子育て支援課<br>児童館<br>健康福祉課 |
| 2 | ◎地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） | 乳幼児及びその保護者が気軽に集まり相互の交流を図る場所の提供や多様なニーズに対応した子育て支援活動を引き続き推進します。 | 児童館 |
| 3 | ◎一時預かり事業 | 保護者が就労、急病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の場合に、保育施設等において一時的に子どもを保育する事業の実施を検討します。 | 子育て支援課<br>児童館 |
| 4 | ◎子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 育児の支援を必要とする人と支援することができる人を結ぶ会員制育児支援事業です。ニーズの高まりに伴い組織化等について検討します。 | 児童館 |
| 5 | 子育て支援情報提供事業 | 「すこやかむらたハンドブック」を作成し、転入時やこんにちは赤ちゃん訪問事業など多様な機会を活用した配布及び町ホームページや Facebook、子育て支援アプリ等インターネットによる最新の子育て情報の提供を引き続き実施します。 | 健康福祉課<br>子育て支援課<br>児童館 |

（３）地域における子育て支援の推進

子育ては保護者が責任を持つことは当然のことですが、母親一人に偏りがちな現状があります。両親で育てる、仲間で育てる、地域で育てるという機運が求められています。地域における子育て支援の推進に努めます。

| | 事業名 | 方策（事業）の内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 子育てに関する意識の啓発 | ポスター、リーフレット等を作成するほか、広報紙や町ホームページ等の既存の媒体を活用し、積極的な啓発活動に努めます。 | 子育て支援課 |
| 2 | ◎地域子育て支援拠点事業<br>※再掲 | 地域子育て支援拠点事業において、子育て経験者や高齢者等との異世代との交流や協力関係をつくれるような事業を行います。 | 児童館 |
| 3 | 子育てネットワークの充実 | 子育て支援機関・団体・サークル等の情報交換や交流の場づくり、連絡体制の整備等、子育てネットワークづくりを推進します。地域住民による自主的活動（子どもへの声かけ運動等）を展開します。 | 児童館<br>生涯学習課 |

## 基本目標２：家族の健康と子どもの健やかな成長の支援

すべての児童が健やかに生まれ、乳児及び幼児が心身ともに健全な人として成長していくための健康の保持、増進を図ることは大切なことです。このことから、家族の健康は子育てにとって欠かせない条件の１つであると言えます。

妊娠・出産や子育てに関する悩みを抱え込むことなく、安心して産み育てられるよう妊娠期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健関連施策との連携を図りながら、母子保健に関する知識の普及、妊産婦への相談支援その他母子保健関連施策等を推進していきます。

### （１）妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

安心して子どもを産み育てられるよう、すべての子どもと子育てをする親の健康を確保し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮しながら、受診者ニーズを把握することで、内容の充実を図り様々なプログラムの実施に努めます。

| | 事業名 | 方策（事業）の内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 母子健康手帳の交付 | 妊娠期に役立つ情報の提供や育児に関する様々な問題や悩みの相談に応じながら母子健康手帳を交付します。必要に応じて電話や訪問を行い安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えます。 | 健康福祉課 |
| 2 | ◎妊婦健康診査事業 | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため母子健康手帳交付時に委託医療機関で使用できる妊婦健康診査助成券を配布します。 | 健康福祉課 |
| 3 | ◎乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業） | 乳児がいる家庭に保健師又は助産師が訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認したり相談に応じます。さらに、産後うつ病のスクリーニングを実施し、早期支援に努めます。 | 健康福祉課 |
| 4 | ◎養育支援訪問事業 | 乳幼児家庭全戸訪問事業等により産後うつ等の症状が見られた家庭に保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言を行い適切な養育の実施につなげます。 | 健康福祉課 |
| 5 | 乳幼児相談 | 離乳食相談を含めた多様な育児相談の充実を図ります。 | 健康福祉課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ６ | 発達相談 | 障がいのある子ども、障がいが疑われる子どもを対象に発達の相談を行い、宮城県中央児童相談所等の専門機関との連携を図ります。 | 健康福祉課 |
| ７ | 乳幼児健康診査 | 母子保健法に基づき乳幼児健康診査事業を実施し、疾病の早期発見、早期治療の指導等、健全な発育と発達を促進し、子育て支援を充実させます。<br>・乳児一般健康診査<br>・４か月児健康診査<br>・１歳６か月児健康診査<br>・２歳６か月児歯科健康診査<br>・３歳児健康診査 | 健康福祉課 |
| ８ | 感染症予防（予防接種）事業 | 感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を防止するため、予防接種法に基づき事業の充実を図り、接種率の向上に努めます。 | 健康福祉課 |
| ９ | 歯と口腔の健康づくり事業 | 子どものむし歯保有率を減少させるため、母子健康手帳交付時や乳幼児健診等での歯科指導、フッ素塗布等を継続して行い、むし歯予防に努めます。<br>また、幼稚園・保育所・小中学校と連携して歯科指導を継続的に実施し、子ども自身が歯と口腔の健康へ関心を持ち、正しい歯磨きの仕方を習得できるように努めます。 | 健康福祉課 |
| 10 | 親子ふれあいブックスタート事業 | 親子が絵本を通じてお互いにふれ合い、絆を深めてもらう機会を創出するため、保育士による絵本の読みきかせ講習及び絵本を贈呈する事業を継続します。 | 子育て支援課 |

（２）食育の推進

子どものころの食事は、心身の発育に大きな影響があるばかりでなく、子どもの豊かな人間形成やよりよい家族関係を構築し、その原体験は、後の食の嗜好にも影響するとされています。このことから、「食育」を子育ての重要なポイントとし、村田町食育推進計画に基づき、各種事業を展開します。

| | 事業名 | 方策（事業）の内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 家庭における食育 | 「食」の基本は家庭にあります。食卓をとおした食育（マナー・食べ物・栄養・健康等のこと）が浸透するように、家族そろってご飯を食べる習慣を推進します。<br>「週に１度は家族でごはんの日」<br>（村田町食育推進計画　町民運動） | 健康福祉課 |
| 2 | 食育に関する学習機会の充実 | 乳児期・幼児期・学童期・思春期と、発達に応じた食に関する学習の機会（親子の料理教室・料理コンクール・農作物の栽培体験等）や情報提供・体験学習を行います。また、保育所、幼稚園、小中学校等との連携を図りながら、子どもも参加できる事業に取り組みます。 | 健康福祉課 |
| 3 | 食生活の改善の推進 | 保健推進員の養成と育成を推進します。食育ボランティアである保健推進員等が、規則正しい食習慣の確立、生活習慣病の予防、地産地消推進等について各地区で啓発普及活動を行います。 | 健康福祉課 |

（３）学童期・思春期から成人期に向けた保健事業の充実

思春期の課題（不登校やひきこもり等）の重要性を認識した保健事業を実施し、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止、発達障がいの早期発見等の取り組み、児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を図ります。

また、妊娠前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られることや、思春期の子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めができる地域づくりを進め、学校保健等と連携し、思春期の心とからだの健康づくりや性教育、禁煙教育、薬物乱用防止教育の推進に努めます。

| | 事業名 | 方策（事業）の内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 思春期相談 | 学童期・思春期における心の問題（不登校・ひきこもり・摂食障害・自殺など）に係る専門家の確保と、関係各課や関係機関との連携及び県の各種相談事業の活用（育成相談・非行相談・養護相談・思春期ひきこもり相談）などから、地域における相談体制の充実を図ります。 | 健康福祉課<br>子育て支援課<br>教育総務課 |
| 2 | 性教育・禁煙教育・薬物乱用防止教育 | 小中高生を対象とした性教育を実施するとともに、配偶者や異性間の暴力防止の教育を行います。<br>また、禁煙教育、薬物乱用防止教育を実施します。 | 健康福祉課<br>教育総務課 |
| 3 | 思春期保健教育事業 | 中学生を対象とした保育体験、妊婦体験教育等を実施します。 | 健康福祉課<br>教育総務課 |

## 基本目標３：次代を担う子どもの自立と健全育成の推進

子どもにとって最も身近な家族・家庭こそが最良の拠りどころです。すべての教育の出発点である家庭教育の役割を再認識し、保護者が子育てについての責任を果たせるよう、家族ぐるみで子どもを育てるという意識を強く持つことが重要です。

親と子どものふれあい、コミュニケーション、しつけや家庭教育、親自身の学びの場や機会、情報の提供、子育ての相談体制など家庭における子育てを支援するとともに、子育て中の親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を実施し、家庭の教育力の向上と子どもたちが次世代の親としての自覚と正しい知識を持ち望ましい家庭を築くことができるよう、啓発の機会の充実を図ります。

次世代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばし、心身ともに健やかに学び育つために学校の教育環境を整備し、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断・行動し、問題を解決する力や他人を思いやる心など豊かな人間性、たくましく「生きる力」を育めるよう家庭・学校・地域が相互に連携し、地域の教育力の向上を目指します。

### （１）親になるための学習環境の整備

子育て期の親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を実施し、家庭の教育力の向上を図ります。

| | 事業名 | 方策（事業）の内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 保護者を対象とした家庭教育講座の開催 | 保育参観や授業参観等を活用した保護者向けの講座を開催し、子育て・親育ちに関する学習機会の充実を図ります。 | 生涯学習課 |
| 2 | 託児付き講座の開催 | 乳幼児を持つ親が、様々な学習機会に参加しやすくするため、託児付きの講座を増やしていくことを検討します。 | 児童館 |

### （２）子どもの活動の場や機会の確保

子どもが安心して遊ぶ場、集まる場を提供し、子どもが健やかに成長できる環境の整備に努めます。

| | 事業名 | 方策（事業）の内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 児童館事業 | １８歳未満の子どもの活動の拠点、居場所として機能の充実を図り、地域のニーズに合わせた事業の展開に努めます。 | 児童館 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | また、保育スペースの確保や利用時間の延長など、中高生にも利用しやすい環境をつくるとともに、中高生と子どもとのふれあいの機会を増やし、ボランティア育成にも寄与することを推進します。 | |
| 2 | ◎放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 就労等により、昼間、保護者のいない家庭の小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し児童の健全育成を図ります。<br>今後、対象年齢の拡大や保育時間の延長、施設の整備などを検討します。 | 児童館 |
| 3 | 放課後子ども総合プラン | 共働き家庭等の小学生の「遊び・生活」の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の児童の健全育成を推進します。 | 生涯学習課<br>子育て支援課<br>児童館 |
| 4 | 子ども会等活動支援 | 子ども会やスポーツ少年団の育成を支援し、子どもの活動の機会の充実を図ります。 | 生涯学習課 |
| 5 | 学校開放 | 地域の事情やニーズにあわせ、学校体育館、校庭の開放事業を引き続き行います。 | 生涯学習課 |
| 6 | 中高生の乳幼児とのふれあい事業 | 中高生を対象とした保育所等でのふれあい体験の機会をつくり、生徒の健全育成に努めます。 | 教育総務課<br>保育所 |
| 7 | 高齢者とのふれあい事業 | 幼稚園・保育所等の児童による老人ホーム等の訪問事業を推進し、児童の健全育成に努めます。 | 教育総務課<br>保育所 |
| 8 | 幼稚園・保育所の交流 | 幼稚園と保育所の交流保育に小学校を加えた児童間の交流を引き続き行います。 | 教育総務課<br>保育所 |
| 9 | 学校休業日の子どもの居場所づくり | 児童館や放課後児童クラブ等を通じ、学校休業日において事業展開の充実を図ります。 | 児童館 |
| 10 | 児童相談 | 学校、保健師、児童相談所等が連携し、非行防止・立ち直り支援、虐待防止支援など、児童の相談対応から問題解決を推進し、児童の健全育成を図ります。 | 子育て支援課<br>健康福祉課<br>教育総務課 |

（３）生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進

学童期は心身の成長が著しい時期であることから、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会の提供に努めます。

また、学力偏重にならず、「生きる力」「命の尊厳」「郷土愛」を重視した教育のあり方を検討します。

| | 事業名 | 方策（事業）の内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 確かな学力の向上 | 基礎的・基本的な知識・技能、思考力、判断力、表現力等、さらには主体的に学習をする習慣などを身につけさせる取り組みにより、確かな学力の向上に努めます。 | 教育総務課 |
| 2 | 豊な心を醸成する教育の推進 | 命の尊厳を大切にする心を育む教育を推進します。<br>地域に親しみを持つ教育を推進し、地域ぐるみの連帯性を確立します。 | 教育総務課 |
| 3 | 学校支援事業 | 保護者や学校支援ボランティアなどの地域の支援を受けながら、それぞれの学校教育計画の実施が円滑に推進されるよう努めていきます。 | 教育総務課<br>生涯学習課 |
| 4 | 開かれた学校づくり | 学校教育内容を保護者や地域に公開・周知し、保護者・地域との円滑な関係と協力が得られるよう努め、開かれた学校づくりに取り組みます。 | 教育総務課 |
| 5 | 体験活動事業 | 職場体験や郷土の祭に参加するなど、学校では体験できない多様な活動ができるように、地域の協力を得て体験活動の機会を増やしていきます。 | 教育総務課 |
| 6 | 福祉体験学習 | 福祉の体験を通じて福祉の心を培う環境づくりを推進するため、児童・生徒を対象に、手話、車椅子試乗、白杖を使った目隠し体験歩行などのキャップハンディ体験学習の充実を図ります。 | 教育総務課 |
| 7 | 教育相談 | 不登校及び不登校傾向にある児童・生徒、その他問題を抱えている児童・生徒一人一人の実態に即してスクールソーシャルワー | 教育総務課<br>健康福祉課<br>子育て支援課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | カー、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図ります。 | |
| 8 | 不登校・引きこもり児童・生徒への対応 | 子どもの心のケアハウスを配置し、児童・生徒だけでなく、保護者・教員等の相談も実施し、学校・家庭ぐるみで取り組みます。学習や生活に関する相談を行い、登校への誘導に取り組んでいきます。 | 教育総務課 |
| 9 | いじめ防止推進事業 | いじめ防止等対策を総合的かつ効果的に推進します。「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、情報共有に努めます。 | 教育総務課 |
| 10 | 学校・幼稚園の整備事業 | 児童・生徒が快適な学校生活が送れるように施設整備の検討を行います。 | 教育総務課 |
| 11 | 家庭教育の支援の充実 | 子育ての中心となる家庭教育の向上を図るため、保護者向けの学習の場を提供するなど、幼稚園、保育所、学校と地域が一体となって家庭教育の支援に努めます。 | 生涯学習課 |
| 12 | 歴史みらい館の充実 | 歴史や伝統文化のみならず、生涯学習の拠点施設として、歴史みらい館図書の充実を図り、利用しやすい環境を整えます。 | 歴史みらい館 |

（４）青少年の健全育成と地域活動の推進

青少年の健全育成のため、学校教育だけでなく、スポーツ活動や文化活動、自然活動、ボランティア活動を通じた地域活動を推進するとともに、社会教育施設や学校などの活用により、青少年が参加しやすい環境の整備に努めます。

| | 事業名 | 方策（事業）の内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 青少年活動の推進 | スポーツ活動、文化活動、自然活動の充実に努めます。また、ジュニア・リーダー活動を通じて、青少年リーダーの養成・確保に努めます。青少年活動の場を確保するため、社会教育施設の活用や学校施設の開放を推進します。 | 生涯学習課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2 | 青少年ボランティアの育成 | 主として中高生を中心とした青少年ボランティアを育成し、様々な体験学習やボランティア活動などを通じて、社会福祉などに対する理解を深め、地域参加を促進します。 | 生涯学習課 |
| 3 | 地域スポーツ活動の推進 | 地域における青少年のスポーツ活動のより一層の充実のために、スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブの育成と支援を行います。 | 生涯学習課 |

（５）児童虐待防止対策の充実

子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期対応に向けて関係機関との更なる連携を図るとともに、児童虐待が世代を超えて連鎖することのないよう、環境整備を図ります。また、地域住民に対して児童虐待防止に向けた啓発活動を継続し、地域全体で問題への早期対応を図ります。

| | 事業名 | 方策（事業）の内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 子どもの権利の擁護 | 子どもの権利条約に基づき、子どもの権利を擁護するシステムづくりを推進し、子ども及び子育て家庭の相談や支援、要保護児童への対応の充実を図ります。 | 子育て支援課 |
| 2 | 虐待防止・対応 | 児童虐待等に関する適切な情報提供を行うとともに、関係機関等の連携による虐待防止のネットワークを充実します。 | 子育て支援課 |
| 3 | 虐待相談事業 | 相談窓口を設け、虐待の早期発見、支援活動等、関係機関との連携を図りながら総合的に取り組みます。併せて、児童虐待に連動することが多い DV についても同様に取り組むとともに、相談内容が多様化していることから、専門の相談員の設置を検討します。 | 子育て支援課 |
| 4 | 要保護児童対策地域協議会事業（虐待防止等対策ネットワーク会議） | 要保護児童対策地域協議会（虐待防止等対策ネットワーク会議）を中心とした関係機関による連携及び地域ネットワークを強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、対応に努めます。 | 子育て支援課<br>健康福祉課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ５ | 見守りサポート事業 | 関係機関と連携し、虐待を受けた児童の保護や精神的不安の軽減、支援等の充実を図ります。また、虐待した親等への指導と支援に努めます。 | 子育て支援課 |

## 基本目標４：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

本町の女性の労働力率は、平成 27 年において、25 歳～29 歳、35 歳～49 歳が 80%を超えていることから、働きながら充実した子育てができるように労働環境や子育てを支援する環境の充実が必要となっています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現については、労使を始め国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。地域の実情に応じ、自らの創意工夫のもとに宮城県、地域の企業、労働者団体、宮城労働局、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、地域の実情に応じた取り組みを推進します。

また、保育及び放課後児童健全育成事業の充実を図り、多様な働き方に対応した子育て支援を展開していきます。

### （１）子育てと仕事の両立の推進

村田町子ども・子育て支援に関する調査の結果、育児休業について、母親は 42.2%が取得し、45.2%は出産時に就労していなかったと回答しています。育児休業制度が普及しているものの、出産前に退職する例も少なくありません。

また、現在、就労していない母親で就労する意欲があると回答した方は、59.1%となっています。このことから、就職のための資格取得や職業訓練、就労後の子育て支援の環境の充実が不可欠です。併せて、子育てと仕事の負担が重いひとり親家庭への支援の充実を図ります。

また、父親の育児休業の取得が約 2%と低く、「子育ては母親の仕事」という意識が根強く残っています。男女が協力して子どもを産み育て、お互いに仕事と子育てを両立する男女共同参画における子育ての実現を目指します。

| | 事業名 | 方策（事業）の内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 就労のための職業訓練や資格取得支援 | 職業訓練や資格取得のための支援を推進するとともに、関係機関との連携を図り就業情報の提供に努めます。 | 地域産業推進課 |
| 2 | ひとり親家庭への支援 | 関係機関と連携し、ひとり親家庭における児童の生活や成長に合わせた総合的な相談活動を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援に努めます。 | 子育て支援課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 | 家庭や職場における共同参画の推進 | 男女が家庭や職場でともに助けあい、担いあう社会づくりを図るため、広報紙やチラシの配付、町ホームページへの掲載等による情報提供や、広報活動を行い、共同参画社会の実践拡大に努めます。 | 企画財政課 |
| 4 | 男女共同参画推進体制の整備 | 関係機関と連携を図りながら、男女共同参画に関する計画の策定や相談体制の整備等について取り組みます。 | 企画財政課 |
| 5 | 教育・学習の充実 | 男女が社会的性差にとらわれることなく個人の能力を発揮できるよう、家庭・学校・地域における教育の充実と啓発活動に努めます。 | 企画財政課 |

（２）子育て家庭への経済的支援の充実

安心して子どもを産み育てられるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る事業の充実に努めます。

| | 事業名 | 方策（事業）の内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 出産育児一時金 | 村田町国民健康保険被保険者の出産時における費用の負担軽減のため、出産育児一時金の支給を継続します。 | 町民生活課 |
| 2 | 児童手当 | 児童を養育する家庭の生活の安定と次代を担う児童の健全育成を図るため、児童手当の給付事業を継続します。 | 子育て支援課 |
| 3 | 児童扶養手当 | ひとり親家庭等における生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当給付のための事務を適正に行います。 | 子育て支援課 |
| 4 | 特別児童扶養手当 | 精神又は身体に障がいのある 20 歳未満の児童を養育している家庭の経済的支援のため、特別児童扶養手当の給付のための事務を適正に行います。 | 子育て支援課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 5 | 子ども医療費助成事業 | 18 歳に達した年度の末日までの児童の入院、通院に係る家計の負担を軽減するため、医療費の自己負担額の助成を継続します。 | 子育て支援課 |
| 6 | 母子・父子家庭医療費助成事業 | ひとり親家庭などの医療費における家計の負担を軽減するため、医療費の自己負担額の一部助成を継続します。 | 子育て支援課 |
| 7 | 心身障害者医療費助成事業 | 障がい者の医療費に係る家計の負担を軽減するため、医療費の自己負担額の助成を継続します。 | 健康福祉課 |
| 8 | すこやか出生祝い金支給事業 | 経済的な負担の軽減を図るため、子どもの出生があった場合に支給するすこやか出生祝金の事業を継続します。 | 子育て支援課 |
| 9 | 子育て支援ごみ袋支給事業 | 子育て家庭における経済的な負担の軽減を図るため、出生時に子どもの保護者に対し指定ごみ袋を支給する事業を継続します。 | 子育て支援課 |
| 10 | 育児スターターキット支給事業 | 生まれてきた子どもにお祝いの気持ちと子育て家庭における経済的な負担の軽減を図るため、出生時に子どもの保護者に対し、育児用品セットを支給する事業を継続します。 | 子育て支援課 |
| 11 | 第３子以降保育料等助成事業 | 多子世帯の子育て家庭における経済的な負担の軽減を図るため、第３子以降の児童に係る保育料等を月額最大 5,000 円助成する事業を継続します。 | 子育て支援課 |
| 12 | 第３子以降小学校等入学祝金支給事業 | 多子世帯の子育て家庭における経済的な負担の軽減を図るため、第３子以降の児童が小学校に入学した際に祝金を支給する事業を継続します。 | 子育て支援課 |
| 13 | 要保護・準要保護就学援助事業 | 経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するための援助事業を継続します。 | 教育総務課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 14 | 育英会事業 | 高等学校、大学等に在学し経済的理由により学費の支弁が困難な場合に、学資を貸付し人材の育成を図る事業を継続します。 | 教育総務課 |

## 基本目標５：安全・安心なまちづくり

子どもが健やかに育つためには、子どもを取り巻く環境が安全・安心に保たれていることが大切です。

子どもも大人も安心して外出できるよう、安全な歩道の整備や公共施設のユニバーサル化を進めていきます。また、子どもが巻き込まれる犯罪や交通事故を無くすため、安全パトロールの実施を支援するとともに、ＰＴＡや地域の自治会、民生委員・児童委員等と協働して、安全が確保されるまちづくりに向けての取り組みを強化し、町・保護者・地域が協働したまちづくりを進めていきます。

### （１）安全・安心な環境の整備

子どもも大人も安心して外出できる環境の整備を進めるとともに、子どもたちを交通事故から守る活動の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

| | 事業名 | 方策（事業）の内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 公園整備事業 | 都市公園や児童遊園等を整備し、地域の子どもたちが安全・安心に楽しく遊べる空間を作ります。 | 建設課<br>子育て支援課 |
| 2 | 遊具の安全性の確保 | 公園等に設置されている遊具の安全点検及び修繕を計画的に行い、公園施設の安全性を高め、魅力ある公園にします。 | 建設課<br>子育て支援課 |
| 3 | 交通安全教室 | 子ども及び保護者向け交通安全教室等を開催し、子どもの事故防止に努めます。また、就学前児童の交通安全教育を実施します。 | 総務課 |
| 4 | 交通安全活動 | 地域住民やＰＴＡによる自主的な交通安全活動が推進されるよう積極的に働きかけます。 | 総務課 |
| 5 | 道路整備事業 | 子どもから高齢者まで、誰もが安全に外出できるよう歩道や生活道路等の整備に努めます。 | 建設課 |

（２）子どもの安全の確保と有害環境対策

地域と学校、警察が連携し、地域ぐるみで防犯対策に取り組み、子どもを犯罪から守る安全で安心なまちづくりを進めます。併せて、子どもの発育や健康に悪影響を及ぼす有害な環境排除を地域全体で取り組みます。

| | 事業名 | 方策（事業）の内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 事故防止対策 | 交通安全教室の開催や内容の充実を図るとともに、公園、通学路等のパトロールを実施します。 | 総務課 |
| 2 | 避難場所の確保 | ＰＴＡや地域住民などとの連携により、公園・通学路等の点検を実施します。犯罪等からの避難場所として、民間の店舗等を利用した「子ども 110 番の家」の活用を図ります。 | 総務課<br>教育総務課 |
| 3 | 防犯対策 | 防犯パトロールを実施するとともに、防犯ボランティア活動が地域全体に広がるように推進します。<br>警察、行政、地域等の関係機関・団体が情報を共有できるよう防犯ネットワークを構築するとともに、学校における防犯講習（教育）をより一層推進します。 | 総務課 |
| 4 | 有害環境排除活動 | 有害広告物や有害物品の自動販売機などの撤去運動を推進していくとともに、街頭巡回指導や広報活動を強化します。 | 子育て支援課 |
| 5 | 環境教育 | 犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」等を実施し、環境浄化運動を地域ぐるみで推進します。 | 町民生活課 |
| 6 | インターネット上の有害情報対策 | スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっています。<br>インターネットや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上でのトラブル回避、有害情報への接続制限に対する意識付けを図るための情報の収集・発信に努めます。 | 教育総務課<br>子育て支援課 |

## 基本目標６：障がいのある子どもへのきめ細かな取り組み

障がいのある子どもが、地域で生活をし、豊かに育っていくためには、家庭だけで解決できない様々な問題があります。これらの問題解決のため、総合的な相談窓口や支援事業の導入、充実が求められています。

乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供し、保護者を含めた関係者（幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等）が教育・生活上必要な支援等について共通理解を深め、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげることで、乳幼児期から学齢期まで切れ目ない一貫した支援を進めていきます。

また、障がいの種類や特性、程度に応じた教育・保育事業や児童発達支援の場の整備、充実に努めるとともに、家族が適切な子育てを行えるよう家族への支援を行うなど、関係各機関との連携を密にしながら、支援体制整備を進めていきます。

### （１）障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもが地域で生活し、豊かに育っていくことができるよう、障がいの種類や特性に応じた教育・保育事業や児童発達支援の場を整備し充実に努めます。併せて、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげ、家族が適切な子育てを行えるよう家族への支援を行うため、関係機関との連携を密にしながら、支援体制整備に努めます。

| | 事業名 | 方策（事業）の内容 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 1 | 障がい児支援ネットワークの整備 | 障がいのある子どもや障がいが疑われる子どもの把握と育成・相談の支援のためのネットワークづくりを推進します。 | 健康福祉課 |
| 2 | 相談体制の整備 | 定期健診や児童相談又は保育所等において、障がいのある子どもや障がいが疑われる子どもの把握に努め、入所や進学又は就職等について気軽に相談できる体制を整えます。 | 健康福祉課 |
| 3 | 児童居宅介護等事業 | 障がい児等の生活支援として、在宅での家事援助や身体介護の充実を図ります。 | 健康福祉課 |
| 4 | 日中一時支援（地域生活支援）事業 | 障がい児等の生活支援として、障がいのある子どもを一時的に預かることで、日中活動の充実と家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。 | 健康福祉課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 5 | 障がい児通所支援事業 | 心身に障がいのある子どもの指導、療育、相談等の支援を行い、子どもの発達を促し、集団適応の基礎づくりを行います。 | 健康福祉課 |
| 6 | 保育所での関係機関との連携と個別の支援 | 保健事業との連携により早期発見に努めるとともに、障がいのある子どもや障がいが疑われる子どもの集団生活の習得と児童の健全育成のため、保育所や幼稚園等において個別の支援計画作成を検討します。 | 保育所<br>教育総務課 |
| 7 | 放課後児童クラブの障がい児の受け入れ | 障がいのある児童の健全育成のため、放課後児童クラブ等において障がいのある児童や障がいが疑われる児童の受け入れを検討します。 | 児童館 |
| 8 | 幼稚園、小中学校における特別支援教育 | 各幼稚園、学校に支援員を配置し、特別支援教育充実のための体制づくりを推進します。 | 教育総務課 |

# 第５章　子ども・子育て支援事業計画における目標量及び確保策

## １．教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定することが義務付けられています。

区域の設定に関する国の考え方

〇子ども・子育て支援法に基づく基本指針

▶地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況の他の条件を総合的に勘案して決める。

▶小学校単位、中学校単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。

▶地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断となることを踏まえる。

▶教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

▶教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

本町では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業について、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案し、**全町を一区域**として教育・保育提供区域に設定します。

これにより、保護者の希望する教育・保育のサービスを、区域の調整を行わず容易に選択することができます。

目標量の設定が定められている事業一覧

〇教育・保育施設及び地域保育事業

施設型給付費

幼稚園・保育所・認定こども園

地域型保育給付

小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業

〇地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

②地域子育て支援拠点事業

③妊婦健康診査

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

⑧一時預かり事業

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

＜参考＞量の見込の算出にあたり用いる推計児童数

住民基本台帳を用いて、実績値間の年齢ごとの変化率に基づき推計した児童数は以下のとおりです。（人）

| | | 平成 31 年 | 令和２年 | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 | 令和６年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0～5歳 | 0　歳 | 44 | 44 | 43 | 42 | 40 | 40 |
| | 1・2 歳 | 117 | 82 | 81 | 80 | 78 | 76 |
| | 3～5 歳 | 221 | 223 | 187 | 154 | 118 | 117 |
| | 小　計 | 382 | 349 | 311 | 276 | 236 | 233 |
| 6～8 歳 | | 252 | 249 | 231 | 220 | 223 | 184 |
| 9～11 歳 | | 278 | 245 | 253 | 254 | 255 | 233 |
| 合　計 | | 912 | 843 | 795 | 750 | 714 | 650 |

※平成 31 年データは実績人口（H31.3.31）。令和２年以降は推計人口。

# 2．幼児期の学校教育・保育施設

（1）計画期間における量の見込み及び確保方策

量の見込みは、「市町村子ども・子育て支援事業計画に定める『量の見込み』の算出等のための手引き」及び「第２期　子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出の考え方」に基づき推計し、ニーズに対応した確保の方策を以下のとおり定めます。

■認定区分

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| １号認定 | 3～5歳の学校教育のみ（保育を必要としない）の児童 |
| ２号認定 | 3～5歳の保育を必要とする児童 |
| ３号認定 | 0～2歳の保育を必要とする児童 |

■１号認定（教育ニーズ）

３～５歳児の幼稚園等の量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

（人）

| 区　　分 | | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①　量の見込（必要利用定員総数） | | 121 | 102 | 80 | 55 | 55 |
| | １号認定 | 121 | 102 | 80 | 55 | 55 |
| ②　確保の内容 | | 270 | 270 | 270 | 270 | 270 |
| | 幼稚園 | 270 | 270 | 270 | 270 | 270 |
| | 認定こども園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 確認を受けない幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足　（②-①） | | 149 | 168 | 190 | 215 | 215 |

【確保の方策】

・必要量は十分確保できる状況となっています。

■２号認定（保育ニーズ）

３～５歳児の保育所等の量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

（人）

| 区　　分 | | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 量の見込（必要利用定員総数） | 102 | 85 | 74 | 63 | 62 |
| | ２号認定 | 102 | 85 | 74 | 63 | 62 |
| ② | 確保の内容 | 65 | 66 | 66 | 63 | 62 |
| | 保育所 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| | 認定こども園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 企業主導型保育施設（地域型） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 幼稚園+預かり保育 | 5 | 6 | 6 | 3 | 2 |
| 過不足（②-①） | | -37 | -19 | -8 | 0 | 0 |

【確保の方策】

・計画期間中における必要量について、町内の保育所のみでは確保が困難な状況になっています。新制度移行前の幼稚園における「幼稚園+預かり保育」を活用することで、必要量の確保ができる見込みとなっています。

・新制度移行前の幼稚園における「幼稚園+預かり保育」は、本町に事業を実施している施設がないことから、他市町の施設を利用する見込みです。村田町子ども・子育て支援に関する調査結果で利用意向が高いことから、今後、本町施設における事業実施について検討するとともに、児童数の推移等を考慮しながら、保育施設の在り方についても検討していきます。

■３号認定（０歳児）

（人）

| 区　　分 | | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 量の見込（必要利用定員総数） | 10 | 10 | 10 | 9 | 9 |
| | ３号認定 | 10 | 10 | 10 | 9 | 9 |
| ② | 確保の内容 | 5 | 5 | 5 | 9 | 9 |
| | 保育所 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 認定こども園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小規模保育事業 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 家庭的保育事業 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 居宅訪問型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 事業所内保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 企業主導型保育施設（地域型） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 過不足（人）②-① | | -5 | -5 | -5 | 0 | 0 |

■３号認定（１・２歳児）

（人）

| 区　　分 | | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 量の見込（必要利用定員総数） | 36 | 36 | 36 | 35 | 33 |
| | ３号認定 | 36 | 36 | 36 | 35 | 33 |
| ② | 確保の内容 | 28 | 28 | 28 | 35 | 33 |
| | 保育所 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 |
| | 認定こども園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小規模保育事業 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 |
| | 家庭的保育事業 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 居宅訪問型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 事業所内保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 企業主導型保育施設（地域型） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 4 | 3 |
| 過不足（②-①） | | -8 | -8 | -5 | 0 | 0 |

【確保の方策】

・計画期間中における必要量について、町内の保育施設では確保が困難な状況になっています。

・「小規模保育事業」及び「認可外保育施設」は本町に該当する施設がないことから、他市町の施設を利用する見込みです。今後、児童数の推移等を考慮しながら、保育施設の在り方について検討するとともに、民間事業者へ小規模保育事業や家庭的保育事業の開設の働きかけを行っていきます。

■３号認定（０～２歳児童）の保育利用率の目標値

計画期間における「保育利用率」（満３歳未満の子どもの数全体に占める、３号認定の子どもの利用定員数（確保の内容（提供体制））の割合）の目標値は以下の通りです。

| | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ０～２歳児童の推計人口 | 126 人 | 124 人 | 122 人 | 118 人 | 116 人 |
| 確保の内容（提供体制） | 33 人 | 33 人 | 33 人 | 33 人 | 33 人 |
| 保育利用率 | 26.2% | 26.6% | 27.0% | 28.0% | 28.4% |

（２）教育・保育に関する施設・事業

①幼稚園

保護者の就労等の状況にかかわらず、満３歳から小学校就学前の児童に向けた教育を行います。

町内に２つの公立幼稚園があり、計画期間中の量の見込みについて、現在の施設定員において充分確保できるものと考えられますが、児童数の推移や地域の実情を踏まえながら、今後の施設の在り方について検討していきます。

②保育所

保護者が就労や病気などのために、家庭で保育ができない場合、保護者の代わりに保育を行います。

町内に１つの公立保育所がありますが、計画期間中の量の見込みに対して必要量の確保が困難であると思われます。今後、児童数の推移、教育や保育のニーズ、地域の実情を踏まえながら、施設の老朽化、定員増のための新築、増改築、保育士の確保の方策などを民間事業者の活用等を含め検討していきます。

### ③認定こども園

幼稚園と保育所の両方の機能を持ち、就学前の教育・保育を一体的に一貫して行います。

今後の児童数の推移や、教育や保育のニーズ、地域の実情を踏まえながら、開設及び民間事業者の活用等を含め検討していきます。

### ④小規模保育事業

国が定める基準に適合し市町村の認可を受け、主に３歳未満を対象とした小規模な人数（６～19 人まで）の保育を行う事業です。

町内にこの事業を実施している事業所がないため、他市町の事業所の利用について調整を図ります。今後は、民間事業者の参入について働きかけを行っていきます。

※この事業の対象区分は３号認定のみです

### ⑤家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅などで家庭的な雰囲気のもと、少人数（家庭的保育者１人につき３人）を対象にきめ細かな保育を行う事業です。

町内にこの事業を実施している事業所が１か所ありますが、０歳～２歳の保育の確保が十分でないことから、民間事業者の参入について働きかけを行っていきます。

※この事業の対象区分は３号認定のみです

### ⑥居宅訪問型保育事業

利用者の居宅において、１対１を基本とするきめ細かな保育を行う事業です。

町内にこの事業を実施している事業所がなく、村田町子ども・子育て支援に関する調査結果で利用意向がないことから、今後も見込みがないものとします。

※この事業の対象区分は３号認定のみです

### ⑦事業所内保育事業

企業が従業員の仕事と子育ての両立支援として実施するもので、事業所内やその近隣などで、事業所の従業員の児童に加えて地域の保育を必要としている児童を対象として保育を行う事業です。

町内に、この事業を実施している事業所がないため、他市町の事業所を利用することになります。

※この事業の対象区分は３号認定のみです

### ⑧企業主導型保育施設

企業が従業員の仕事と子育ての両立支援として実施するものです。複数の企業が合同して設置することができ、事業所の従業員の児童に加えて地域の保育を必要としている児童を対象として保育を行う事業です。

町内に、この事業を実施している事業所がないため、他市町の事業所を利用することになります。

### ⑨認可外保育施設

国の規定した設置基準に満たないものの、宮城県や町の定める基準を満たした保育施設です。

町内にこの事業を実施している事業所がないため、他市町の事業所を利用することになります。今後は、民間事業者の参入について働きかけを行っていきます。

※この事業の対象区分は２号認定と３号認定です

### ⑩確認を受けない幼稚園

民間の幼稚園の中でも、子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」を受けない施設です。幼児教育保育の無償化の対象施設となることから、今後の需要が見込まれます。

計画期間中に、確認を受けない新たな幼稚園の開園の見込みはないため、他市町の幼稚園を利用することになります。

※この事業の対象区分は１号認定のみです

⑪幼稚園+預かり保育（保育ニーズ対応可能）

保育を必要とする子ども（３歳児以上）の預かりニーズに対応可能であり、２号認定子どもに対する受け皿確保策として認められている施設です。

町内にこの事業を実施している幼稚園がないため、他市町の幼稚園を利用することになります。

村田町子ども・子育て支援に関する調査結果で利用意向があることから、今後、町内幼稚園における実施について検討していきます。

# 3．地域子ども・子育て支援事業

（1）計画期間における量の見込み及び確保方策

教育・保育提供区域ごとの計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」は以下のとおりです。

なお、地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健関連施策との連携を取りながら実施していきます。

| | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 利用者支援事業 | 量の見込み① | か所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 基本型 | | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 母子保健型 | | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 確保の内容② | | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | ②－① | | -2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 量の見込み① | 人/年 | 4,085 | 3,591 | 3,486 | 2,764 | 2,987 |
| | ０歳～２歳 | | 2,830 | 2,644 | 2,572 | 2,182 | 2,293 |
| | ３歳～５歳 | | 1,255 | 947 | 914 | 582 | 694 |
| | 確保の内容② | | 4,085 | 3,591 | 3,486 | 2,764 | 2,987 |
| | ②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 妊婦健康診査 | 量の見込み① | 人/回 | 43 | 42 | 40 | 40 | 39 |
| | 健診回数（①×14）② | | 602 | 588 | 560 | 560 | 546 |
| | 確保の内容③ | | 602 | 588 | 560 | 560 | 546 |
| | ③－② | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 量の見込み① | 人/年 | 44 | 43 | 42 | 40 | 40 |
| | 確保の内容② | | 44 | 43 | 42 | 40 | 40 |
| | ②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 養育支援訪問事業 | 量の見込み① | 人/年 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 確保の内容② | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | ②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 量の見込み① | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 確保の内容② | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ②－① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 子育て援助活動支援事業（ファミサポ・小学生） | 量の見込み① | 人/年 | 361 | 324 | 303 | 320 | 276 |
| | 確保の内容② | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ②－① | | -361 | -324 | -303 | -320 | -276 |

| | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一時預かり（幼稚園型） | 量の見込み① | 人/年 | 13,626 | 11,268 | 9,202 | 6,820 | 6,924 |
| | 1号 | | 210 | 140 | 154 | 112 | 112 |
| | 2号 | | 13,416 | 11,128 | 9,048 | 6,708 | 6,812 |
| | 確保の内容② | | 1,250 | 1,500 | 1,500 | 750 | 500 |
| | ②－① | | -12,376 | -9,768 | -7,702 | -6,070 | -5,674 |
| 一時預かり（一般型）等 | 量の見込み① | 人/年 | 292 | 246 | 244 | 202 | 210 |
| 一時預かり（幼稚園以外） | 確保の内容② | | 0 | 0 | 0 | 120 | 120 |
| ファミリー・サポート・センター（病児・病後児以外） | 確保の内容③ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 子育て短期支援事業（トワイライトステイ） | 確保の内容④ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | （②+③+④）－① | | -292 | -246 | -244 | -82 | -90 |
| 時間外保育事業（延長保育） | 量の見込み① | 人/日 | 24 | 23 | 22 | 21 | 21 |
| | 確保の内容② | | 0 | 0 | 0 | 21 | 21 |
| | ②－① | | -24 | -23 | -22 | 0 | 0 |
| 病児病後児保育事業 | 量の見込み① | 人/年 | 317 | 288 | 290 | 227 | 246 |
| | 未就学児 | 人/年 | 182 | 161 | 161 | 120 | 128 |
| | 小学生 | | 135 | 127 | 129 | 107 | 118 |
| 病児病後児保育 | 確保の内容② | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ファミリー・サポート・センター（病児・病後児利用） | 確保の内容③ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | （②+③）－① | | -317 | -288 | -290 | -227 | -246 |
| 放課後児童健全育成事業 | 量の見込み① | 人/日 | 95 | 87 | 82 | 84 | 75 |
| | 低学年 | | 58 | 55 | 52 | 52 | 45 |
| | 高学年 | | 37 | 32 | 30 | 32 | 30 |
| | 確保の内容② | | 65 | 65 | 65 | 65 | 65 |
| | ②－① | | -30 | -22 | -17 | -19 | -10 |

（2）地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を行う事業です。

現在の母子保健事業及び地域子育て支援拠点事業で実施している相談事業をベースとしながら、母子保健型１か所と基本型１か所を設置し、相談機能の強化や相談体制・情報提供体制の整備等の充実を目指します。

②地域子育て支援拠点事業

子育て親子が気軽に集まり、親子同士の交流や、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供、子育て講座等のイベントを実施する事業で、現在、村田町子育て支援センターにおいて実施しています。引き続き、魅力ある事業の展開を図ります。

③妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図り、母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、健康状態の把握、検査計測、保健指導等、妊娠期の適時に必要に応じた医学的検査を定期的に受診することができるよう、引き続き妊婦健康診査の費用の一部助成や受診勧奨を行います。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握する事業を引き続き行います。

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業を引き続き行います。

### ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

村田町子ども・子育て支援に関する調査結果で利用意向が少数であることから、今後、必要に応じて検討していきます。

### ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

育児の支援を必要とする保護者（ファミリー会員）とその援助を行うことを希望する人（サポート会員）を会員とした相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

村田町子ども・子育て支援に関する調査結果では、利用意向が少数であるものの、核家族化が進んでいる中でニーズは高まっていくものと考えられるから、今後、必要に応じて会員の組織化等について検討していきます。

### ⑧-1 一時預かり

（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休暇中に希望する児童を対象に実施される預かり保育事業です。

令和元年 10 月から施行された幼児教育・保育の無償化の影響から、預かり保育を実施している幼稚園（子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園等）への通園が見込まれます。

村田町子ども・子育て支援に関する調査結果で利用意向が高いことから、今後、町内の施設における実施について検討していきます。

### ⑧-2 一時預かり

（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外）

幼稚園の在園児以外に実施される預かり保育で、保育所や地域子育て支援施設などにおいて行われる保育事業です。

村田町子ども・子育て支援に関する調査結果で利用意向は少数であるものの、核家族化が進んでいる中での必要性を重視し、令和５年度の実施を目標に受け入れ準備を進めます。

### ⑨時間外保育事業（延長保育）

保育認定（２号認定・３号認定）を受けた児童について、保育所や小規模保育事業所等で、保育短時間（８時間）又は保育標準時間（11 時間）を超えて保育を実施する事業です。

村田町子ども・子育て支援に関する調査結果で利用意向が高いことから、ニーズに対応すべく、令和５年度を目標に受け入れ準備を進めます。

### ⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）

児童が病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所や医療機関等に付設された専用スペース等において、医師や看護師のケアのもと、保育する事業です。

村田町子ども・子育て支援に関する調査結果では、少数の利用意向がありますが、小児科医師等の確保や、施設整備の問題があり実施が難しい状況にあります。今後、近隣市町との共同実施の可能性について検討していきます。

### ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労や病気などで、昼間、保護者のいない家庭の小学生の心身の健全な育成を図るため、学童保育室において子どもたち同士で過ごし、「放課後児童指導員」が適切な遊びや生活の場を提供し、家庭的な雰囲気の中で子どもたちの保育にあたる事業です。

引き続き、村田小学校及び村田第二小学校の児童を対象に２カ所において実施します。併せて、現在小学３年生（特別な事情のある４年生）までとしている年齢を小学６年生まで引き上げ、保育時間の延長、施設整備等について検討します。

### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

本町が定めた利用者負担額に教育・保育施設が上乗せ徴収を行う場合、利用者の実費負担の部分について、負担軽減を図るため公費による補助を行う事業です。国が設定する対象範囲と上限額をもとに、事業の実施について検討していきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新たに開設された施設が安定的、継続的かつ円滑に事業が運営できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。新規施設に対する実地支援、相談・助言、連携施設のあっせん等を実施していきます。

## ４．産休及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町は、保護者が産休及び育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図るとともに、計画的に教育・保育施設や地域型保育事業を整備していきます。

特に、育児休業の取得が普及してきているものの、まだ、出産を機にした退職、保育所等への入所時期を考慮した育児休業の途中での切り上げ、延長取得などの状況があることから、育児休業期間満了時（原則として、児童が１歳に到達した時）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者に対して、希望した時から質の高い保育を利用できるよう環境整備を進めていきます。

## ５．子どもに関する専門知識・技術を要する支援における宮城県との連携

本町は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がいのある子どもなど特別な支援が必要な子どもの施策の充実などについては、宮城県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

## ６．仕事と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携

本町は、働いている人々の仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、宮城県や町内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、宮城労働局等と連携を取りつつ、町の実情に応じた取り組み（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進していきます。

# 第6章　計画の推進体制

## 1．計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して、広く町民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度についてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

## 2．関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。町は、これらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

## 3．計画の実施状況の点検・評価

国の基本方針では、子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策やその他の子ども・子育て支援施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検・評価し、必要に応じて改善を促すこととされています。また、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要であると指摘されています。

# ４．子ども・子育て会議の設置

村田町子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第７７条に基づき、条例により設置した村田町長の附属機関として、計画の進捗状況を点検・評価していきます。
その委員は、学識経験者や関係機関・団体の代表者等による委員から構成されています。

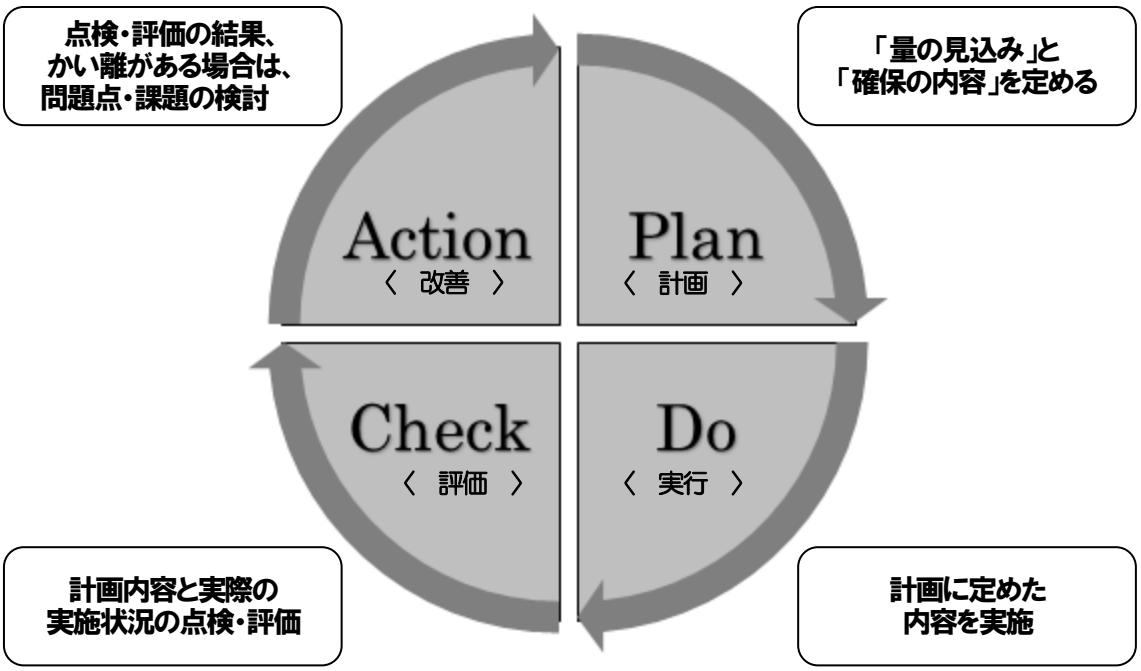


本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。
具体的には、上記の図ＰＤＣＡサイクル※2に基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況等を点検・評価し、かい離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。
また、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、計画の中間年を目安として計画の改善点の指摘を行っていきます。

※2 ＰＤＣＡサイクル：事業活動における行動計画などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することをいう。

# 資料編

# １．計画の策定経過

| 開催（実施）時期 | 策定作業 | 概要 |
|---|---|---|
| 平成２９年　１１月２２日 | 子ども・子育て会議 | 村田町子ども・子育て支援事業計画（中間見直し案）について |
| 平成３０年　　３月２２日 | 子ども・子育て会議 | 子ども・子育て会議について<br>村田町子ども・子育て支援事業計画について<br>子ども・子育てに関するニーズ調査について |
| 令和元年　　１１月　８日 | 第１回子ども・子育て会議 | 子ども・子育て支援に関する調査結果について |
| 令和２年　　２月２１日 | 第２回子ども・子育て会議 | 村田町子ども・子育て支援事業計画（素案） |
| 令和２年　　３月１７日 | 第３回子ども・子育て会議 | 村田町子ども・子育て支援事業計画（承認） |

# ２．子ども・子育て会議

（１）設置条例

**村田町子ども・子育て会議条例**

平成25年9月6日
条例第21号

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第１項の規定に基づき、村田町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。
（組織）
第２条　会議は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
(1)　子どもの保護者
(2)　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
(3)　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
(4)　その他町長が適当と認める者
（任期）
第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長）
第４条　会議に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、会議を代表する。
３　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第６条　会議の庶務は、子育て支援課において処理する。
（委任）
第７条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
２　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年村田町条例
第21号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

（2）委員名簿（敬称略）

| 区　　分 | | 団体・組織名 | 役　職 | 氏　名 | 任　期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1号委員 | 子どもの保護者 | 村田保育所 | 保護者代表 | 阿部　弘美 | H27.12.1～H30.3.31 |
| | | | | 阿部　真弥 | H30.12.1～ |
| | | 町立幼稚園 | 保護者代表 | 駒板　裕美 | H27.12.1～H30.3.31 |
| | | | | 石川　陽子 | H30.12.1～ |
| | | 町立小学校 | PTA 代表 | 石垣　英樹 | H27.12.1～H29.8.31 |
| | | | | 半澤　剛 | H29.9.1～ |
| | | 子育てサークル | サークル代表 | 奥野　直子 | H27.12.1～H29.11.30 |
| | | | | 大沼　実恵 | H29.12.1～H30.11.30 |
| | | | | 二瓶かなえ | H30.12.1～ |
| 2号委員 | 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 | 町立幼稚園長代表 | 園長 | 大宮　宏子 | H27.12.1～H29.3.31 |
| | | | | 大槻　隆 | H29.9.1～ |
| | | 村田保育所 | 所長 | 大沼　順子 | H25.12.1～H29.3.31 |
| | | | 副参事兼総括主査 | 古川喜恵子 | H29.9.1～ |
| 3号委員 | 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 | 町立小学校教頭代表 | 教頭 | 樋口　美穂 | H27.12.1～H29.3.31 |
| | | | | 石田　隆幸 | H29.9.1～ |
| | | 村田町児童委員 | 主任児童委員 | 浦山ひろえ | H25.12.1～ |
| 4号委員 | その他町長が認める者 | 村田町社会福祉協議会民生委員児童委員協議会 | 副会長<br>会長 | 赤間　貞子 | H25.12.1～H29.8.31 |
| | | | | 竹野　幸子 | H29.9.1～ |
| | | 村田町企業連絡協議会 | 会長 | 大内　英保 | H25.12.1～H29.8.31 |
| | | | | 吉野　敏明 | H29.9.1～ |

第２期 村田町子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

発行　／　宮城県村田町

編集　／　子育て支援課